

令和 7 年

第 6 9 回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和 7 年 2 月 1 3 日	開会
	令和 7 年 2 月 1 3 日	閉会

令和7年第69回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 2月13日 会期 1日間
開会 2月13日

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	2月13日（木）	本会議	午前10時00分	開会 会議録署名議員の指名 議席の指定 会期の決定 諸般の報告 広域連合長の施政方針 一般質問 議案の審議 報告第1号 専決処分の報告について 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 議案第4号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号） 議案第5号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号） 議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算 議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

2 月 1 3 日 (木)

令和7年第69回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和7年第69回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和7年2月13日（木）沖縄県介護保険広域連合 3階大会議室に招集された。

1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和7年2月13日 ： 午前10時00分）

閉会（令和7年2月13日 ： 午後3時36分）

開会の宣告（議長 松田 昌邦）

閉会の宣告（議長 松田 昌邦）

2. 応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏 名
1	島 袋 晴 美
2	大 山 美佐子
3	東 江 光 枝
4	島 袋 輝 也
6	當 山 直 彦
8	仲 村 広 美
9	島 袋 義 範
10	上 地 義 則
11	東 江 清 和
12	仲 村 龍 也
13	新 垣 千 秋
14	川 上 龍 太
15	新 垣 貞 則

議席番号	氏 名
16	山 城 勝 貴
17	宜 保 龍 平
18	永 山 清 和
20	志 村 幸 司
21	玉 城 陽 平
22	吉 永 将 志
23	新 垣 一 史
24	西 田 吉之介
25	照喜名 英 雄
27	比 嘉 元 美
29	松 田 昌 邦

3. 不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏 名
5	松 田 大 輔
7	眞栄田 絵 麻
19	普天間 真 也
26	渡 口 亮

議席番号	氏 名
28	比 嘉 俊 伸

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	徳 田 奈都女

6. 地方自治法 121 条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

課 名	氏 名
広 域 連 合 長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	長 浜 善 巳
事 務 局 長	糸 数 義 人
総 務 課 長	宜 保 友 司

課 名	氏 名
計画推進課長	大 城 朝 敏
会 計 課 長	大 城 美恵子
認 定 課 長	伊 佐 英 明

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

報 告 第 1 号	専決処分の報告について
議 案 第 1 号	沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 2 号	沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 3 号	沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議 案 第 4 号	令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 5 号	令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 6 号	令和 7 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算
議 案 第 7 号	令和 7 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算
発 委 第 1 号	議会活性化特別委員会の設置について
発 委 第 2 号	沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

令和7年第69回議会（定例会）議事日程（第1号）

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		議席の指定	
3		会期の決定	
4		諸般の報告	
5		広域連合長の施政方針	
6		一般質問	
7	報告第1号	専決処分の報告について	
8	議案第1号	沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	即決
9	議案第2号	沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	即決
10	議案第3号	沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	即決
11	議案第4号	令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第2号）	即決
12	議案第5号	令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）	即決
13	議案第6号	令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算	即決
14	議案第7号	令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算	即決
追加1	発委第1号	議会活性化特別委員会の設置について	即決
追加2	発委第2号	沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例	即決
15		議員派遣の件	
16		閉会中の継続調査の件	

○議長 松田昌邦 それではただいまから令和 7 年第 69 回沖縄県介護保険広域連合議会定例会の開会をいたします。本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって、議席 13 番 新垣千秋議員及び議席 14 番 川上龍太議員を指名します。

日程第 2 議席の指定を行います。仲間トム議員の任期満了に伴いまして、金武町より当選されました仲村広美議員の議席は 8 番に、當山均議員の任期満了に伴いまして、嘉手納町より当選されました仲村龍也議員の議席は 12 番に、会議規則第 4 条第 2 項の規定によって指定いたします。

日程第 3 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は本日の 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、定例会の会期は本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 4 諸般の報告を行います。本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元に配りました名簿の通りでございます。

次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しています。

2 月 12 日に全員協議会を開催いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 5 広域連合長の施政方針を行います。

広域連合長。

○広域連合長 赤嶺正之 皆様、おはようございます。本日令和 7 年第 69 回沖縄県介護保険広域連合定例会の開会にあたり、一般会計及び特別会計予算諸議案の説明に先立ちまして、当広域連合の令和 7 年度運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、当広域連合は、平成 14 年 7 月 30 日に設立し、平成 15 年 4 月の業務本格稼働から 22 年目を迎えようとしており、構成する市町村も市町村合併や新規加入などを経て、現在は 29 市町村に至っております。令和 6 年度からは、長年の懸案事項であった介護保険料均一賦課がスタートしました。構成市町村の地域特性を考慮し、参画と協働で作る包摂的な社会づくりを視野に、円滑な介護保険事業に取り組んでまいります。

介護保険制度の開始時、全国で 2,204 万人であった 65 歳以上の被保険者数は、令和 5 年 9 月には 3,623 万人と 1.64 倍増加していますが、前年に比べると 1 万人の減少となり 1950 年以降初めての減少となりました。一方、令和 6 年 9 月には、総人口に占める高齢者の割合が 29.3%と過去最高を更新しました。要介護者及び要支援者の認定者数については、制度開始時の年度末値、256 万人から令和 6 年 1 月には暫定値で 706 万人と 2.75 倍に増加しております。そのような中、全国で高齢化率の低い地域である沖縄県においても、令和 2 年の国勢調査で 65 歳以上の割合が超高齢社会の水準 21%を超え、令和 6 年 1 月には 23.6%となっております。超高齢社会に突入した沖縄県における今後の高齢化率の推移としまして、令和 7 年には 24.0%、令和 12 年には 26.1%に増加することが予想され、また、要介護者及び要支援者の認定者数については、令和 6 年 1 月の 6 万 3,489

人以後、令和 7 年には 6 万 5,291 人、令和 12 年には 7 万 3,625 人になると予想されています。一方、広域連合における高齢化率は、平成 30 年 1 月に初めて 20% 台に到達し、令和元年に 21.5%、令和 6 年には 23.9% と増加の一途を辿っております。また、要介護者及び要支援者の認定者数については、令和元年の 1 万 7,626 人から令和 6 年には 1 万 8,725 人と、1,099 人の増加となっています。第 9 期事業計画期間中に団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年と、高齢者人口は増加が続く見込みであり、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口についても急激に増加することから、介護保険制度の持続的発展のために保険者機能を発揮し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策について業務を進めなければなりません。令和 7 年度は、第 9 期介護保険事業計画の中間年度にあたります。この第 9 期事業計画に設定されている 5 つの基本方針①地域包括ケアシステムの深化・推進、②地域支援事業の推進、③介護・介護予防サービス基盤の整備、④介護保険事業の適正化、⑤介護保険サービスの平準化を柱として、国が第 9 期介護保険事業計画の基本指針として示した 3 つの施策①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進についても、地域共生社会に向けた中核的基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、2040 年を見据えた中長期的な人口動態と介護ニーズを適切に把握し、介護サービス基盤を計画的に確保することとし、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく、健康で明るく社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができ

る介護保険事業を目指す決意のもと、国の方針に沿って、構成市町村と連携しながら共に業務に取り組んでまいります。

また、厚生労働省の令和 7 年度概算要求の方向性に鑑み、生活困窮者の相談支援や住まいの支援の強化、成年後見人制度の利用促進、権利擁護支援の推進を目的とした 1. 地域共生社会の実現に向けた地域づくり、介護人材確保対策を図るための多様な取り組み支援や、社会福祉事業従事者への支援を目的とした 2. 福祉・介護人材確保対策等の推進、また、災害時の見守り相談支援や福祉支援体制の充実を図ることを目的とした 3. 災害時における福祉支援等、構成市町村と連携しながら業務に取り組んでまいります。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進。介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をしてまいります。具体的な取り組みとして、構成市町村における①在宅医療、介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援介護予防サービスの基盤整備の推進、④地域ケア会議の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携、⑥介護に取り組む家族への支援の充実、⑦高齢者虐待防止の対策、⑧地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上、⑨災害及び感染症に対する備え、合計 9 つの取り組みを支援してまいります。

2. 地域支援事業の推進。今後高齢化はさらに進み、介護ニーズを必要とする高齢者の増加が見込まれております。このような中、住民主体のサービスを利用し、地域のつながりを継続することは介護予防及び重度化防止につながるものと考えられることから、引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、住民主体

型サービスの充実のため、構成市町村の実情に応じた住民やNPO法人、民間企業を含めた主体的な参画により多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、各種モデル事業や伴走型プログラム、情報交換会などの実施や地域分析データの提供等により地域支援事業を効果的に実施し、地域包括ケアシステムを構築できるよう支援を行ってまいります。介護保険事業の中核となる市町村地域包括支援センターに関しては、今後の高齢化の進展に伴い業務量の増加が見込まれ、外部委託等を含めた運営体制の変動が考えられることから、人員配置については、市町村ヒアリングを通して関係課等との調整を行い、地域包括支援センターの業務内容や業務量に見合った専任職員の適正配置に向けた取り組みが進められるよう支援をしてまいります。現在、地域支援事業推進員を中心とした構成市町村への支援を展開しており、市町村の動きをより活発化させるため、令和6年度に実施された組織改編により、地域支援事業の体制強化、データ分析を踏まえた支援並びにモデル事業実施による介護予防事業のさらなる発展、充実強化を図ってまいります。

また、構成市町村の実施事業については、広域連合のホームページや広報誌等を活用して介護予防の普及啓発に取り組むとともに、高齢者自身の自助及び地域の互助を基本とした取り組みが各地域で創出されるよう、活動促進に向けた取り組みに対する支援を行ってまいります。

3. 介護・介護予防サービス基盤の整備。高齢者が可能な限り住み慣れた居宅や地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービスを中心に、介護サービス基盤の整備を進めてまいります。また、高齢者が安心安全かつ適正なサービスを利用できるよう、介護サービス事業所へ適切な指導助言を行い、介護サービスの質の確保及び向上に努めてまいります。

保険者機能強化推進交付金については、構成

市町村が実施する高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等の取り組みを推進するため、評価指標、該当状況調査票の得点向上を目指し、認知症予防や自立支援、重度化防止への取り組みの状況を分析することで、より密接な構成市町村との連携を行ってまいります。交付金活用については構成市町村とのヒアリング等による意見交換に基づき、効果的な事業執行に努めます。また、令和6年度交付金申請実施市町村は21市町村であったことから、令和7年度からは要綱改正を行い、市町村の実情に応じた効果的な活用ができるよう推進をしてまいります。令和2年度に創設された保険者努力支援交付金については国の動向に注視し、同交付金の活用方法とされる介護予防や健康づくりに有効に活用するため、広域連合が主体となって関係機関等との連携により、市町村の実情に応じた地域支援事業の適切かつ効果的な事業の推進に向けた取り組みを実施してまいります。

4. 介護保険事業の適正化。第9期介護保険事業計画の保険料収納率向上対策で掲げた、①確実な収納が見込まれる口座振替の推進並びにコンビニエンスストア、スマホ決済等多様な納付方法の周知、②初期滞納者への収納対策の実施、③納付資力のある滞納者に対する法的処分の強化、の3項目を重点施策として、収納率向上の推進に取り組んでまいります。また、離島地区におきましては関係町村の協力を得ながら、広域連合職員による訪問を行い、被保険者への納付指導及び保険料徴収の取り組みを行います。広報活動につきましては、介護保険制度の意義・必要性を周知するために、構成市町村の広報誌へ掲載を依頼し、被保険者の納付意識の向上について取り組んでまいります。要介護認定業務については、要介護認定調査員及び要介護認定審査事務員の技術の向上を図るため、認定調査員を対象とした厚生労働省要介護認定適正化事業の活用や、認定審査事務員を対象と

した県主催の要介護認定審査会運営適正化研修会への参加などに積極的に取り組み、要介護認定の適正化に努めてまいります。また、認定業務の効率化を図るとともに構成市町村、医療機関及び介護支援事業所ならびに関係機関と連携し、期間内認定に取り組んでまいります。介護給付適正化の取り組みについては、介護保険制度の適切なサービス確保と持続可能な介護保険制度の構築を図るため、国の指針に掲げる主要3事業を中心とした介護給付適正化事業を実施し、自立支援及び重度化防止に資する適正なサービス利用を促すとともに、不適正な給付の防止及び是正に努めてまいります。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、研修内容の充実、多様化に努め、職員の職務遂行能力向上を図ってまいります。

5. 介護サービスの平準化。低所得者への支援については、社会福祉法と連携し、事業を実施する法人の増加に取り組む等、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等の充実を図ってまいります。

また、被保険者や介護支援専門員、介護サービス事業者等へ制度の内容を周知し、低所得者に対する食費、居住費の負担軽減に取り組んでまいります。離島等市町村に対する支援については、被保険者が必要なサービスを受けられるよう、引き続き沖縄県や構成市町村、サービス事業者と連携して離島等支援事業を実施し、介護サービスの確保に取り組んでまいります。設立当初から3ランク制による不均一賦課を採用しておりました介護保険料が、令和6年度からの第9期介護保険事業計画で均一賦課が開始となっていることを踏まえ、介護サービスの平準化について地域支援事業の充実や、同事業推進員による支援及び組織改編等により市町村支援の取り組み強化を図ってまいります。

6. 情報等の周知について。介護保険制度へ

の理解を促すため広報誌を発刊し、介護保険制度を分かりやすく伝え、市町村の取り組みなどを紹介するなど、紙面の充実に努めてまいります。ホームページについては、これまでのリニューアルで被保険者や家族、介護サービス事業者等の利便性や操作性を向上させたほか、令和4年度よりホームページに掲載している電子版広報誌「ひじゃばしだより」を活用し、リアルタイムで様々な情報を公開するなど、引き続き内容の充実に努めてまいります。

以上、第9期事業計画の中間年度となる令和7年度の当初予算は、これまでの評価事業等を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域支援事業の推進、介護・介護予防サービス基盤の整備、介護保険事業の適正化、介護サービスの平準化の5つの基本方針に基づき予算を編成し、一般会計15億9,689万8,000円、特別会計380億4,321万1,000円となっております。

令和6年度は、これまでの3ランク制となっていた介護保険料が均一賦課され、当広域連合の大きな転換点となる年となりました。住民の皆さんの多様化する介護ニーズに迅速かつ的確に対応すべく積極的に事業を推進し、常に業務体制の見直しや財政の効率的・効果的運用を図りながら、介護保険事業の健全運営に努めるとともに、保険者として構成市町村ごとに地域課題の解決に向けた丁寧な分析を心がけ、構成市町村と連携し、沖縄県介護保険広域連合の目標達成に全力をあげて努めてまいります。議員の皆様には、これまでも当広域連合の運営にご尽力いただいておりますが、今後もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和7年度の施政方針といたします。

令和7年2月13日沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。

○議長 松田昌邦 これをもちまして、広域連

合長の施政方針を終わります。

続きまして、日程第6 一般質問を行います。発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内といたします。順次発言を許します。議席6番、當山直彦議員。

○6番 當山直彦 皆さん、こんにちは。恩納村議会議員の當山直彦と申します。今回は、沖縄県介護保険広域連合の第9期介護保険事業計画の中からですね、一般質問の方を行っていきたいと思います。

早速、通告書に従って質問いたします。

質問事項1、介護保険事業の適正化推進について。質問要旨、適正化事業でケアプランの点検とありますが、その点検方法、点検を実施する事業所の抽出基準と年間の点検件数を伺います。

質問事項2、地域包括ケアシステムの深化・推進について。質問要旨（1）在宅医療介護連携の推進において、関係機関との連携体制の構築をどのように行っているのか伺います。質問要旨（2）生活支援介護予防サービスの基盤整備の推進において、就労的活動支援コーディネーターと記載の方がありますが、その役割と内容、活動状況を伺います。

質問事項3、地域支援事業の推進について。質問要旨（1）一般介護予防事業で、ボランティア活動、就労的活動によって生きがいを持って生活できる環境づくりを推進するとありますが、具体的支援内容を伺います。

以上、再質問は自席にて伺わせていただきます。

○議長 松田昌邦 答弁を求めます。計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 それでは答弁を行

います。

まず、1の（1）についてお答えいたします。まず、点検方法につきましては、広域連合が指定した対象者のケアプランを事業所より提出いただき、内容確認後担当ケアマネと面談を行い、対象者に合ったプラン作成となるよう指導助言を行っております。次に、点検を実施する事業所の選定基準につきましては、主なものとして居宅介護支援事業所からの希望や、区分支給限度額基準の7割を超える給付がある利用者及び新規で福祉用具貸与の給付がある利用者等から選定しております。今年度の1月末時点の点検数は、8事業所8件となっております。

続きまして、2の（1）についてお答えいたします。広域連合の体制として、離島においては、各離島にある診療所を中心に体制を構築しており、本島市町村においては各地区医師会へ委託を行い実施しております。広域連合の支援体制としましては、各地区医師会及び構成市町村の取り組み状況を把握し、市町村にあった体制の構築が行えるよう助言を行っております。

次に、2の（2）についてお答えいたします。

まず、就労的活動支援コーディネーターの役割については生きがい就労の創出、高齢者の無理のない就労機会の提供、地域社会の課題解決との連携があります。施策として具体的には1つ目にニーズ把握と啓発活動があり、地域包括支援センターと連携した地域のニーズ調査、事業の周知活動等があります。2つ目にコーディネート機能としては民間企業、団体等の就労活動の場と連携による就労機会の創出、利用者の特性と地域ニーズのマッチングなどがあります。活動の状況としては、就労的活動支援コーディネーターを配置している構成市町村はありませんが、生活支援コーディネーターが就労的なコーディネートをを行っている事例はあります。

続きまして、3の（1）についてお答えいた

します。高齢者が生きがいを持って生活できる環境については、介護予防、フレイル対策だけではなく地域での役割を持ち、関わっていくことが重要であると考えております。具体的支援策として、1つ目に無償ボランティアや有償の就労活動の創出。2つ目に、介護人材の担い手不足の課題に対し、担い手の発掘、養成等があります。生きがいの就労活動を支援することで、高齢者が担える役割の創出を目指し、市町村支援を行っていきます。

以上で答弁を終わります。

○議長 松田昌邦 6番 當山議員。

○6番 當山直彦 答弁の方、ありがとうございます。それでは、質問事項の1の方から再質問の方を行っていくんですけども、このケアプランの点検の方は、あくまで居宅ケアマネジャーのプランの方を点検してるという風に理解いたしますが、こちらですね、介護保険法の第24条の方で厚生労働大臣や都道府県知事が必要と認めるとき、この居宅サービスを行ったもの、もしくはまたこの使用するものに対してサービスの報告を受けたりとか書類を提出させるというようなもの、24条がありますけども、それとの関連性はございますでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。24条に関する点検については、過去にはケアプランサービス点検員の方が実施していたというところもあるんですけども、現在は、広域連合が指定する運営指導の中で、23条、24条に基づくこの事業所の点検であったり指導助言の方を行っている状況があります。以上です。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 ありがとうございます。私の方がちょっと勘違いというかな、ケアプランの点検も含めてこの24条に入ってるのかなというふうなことを思っております。実はですね、15年ほど前に通所介護事業所の方で相談員をやっていた時に介護保険法の第24条によって書類提出を求められ、適正な運営ができているかチェックをしてもらった経験がありまして、書類に不備があれば改善を求められますし、また内容によってまた返金というようなことで、指摘事項の改善がなされない場合にはこの実地指導の対象になるということから、このサービスを提供している事業所としてはすごい大変緊張感をもってこの書類提出、書類の確認とかをした経験があったことから、そのおかげで事業所としてもだいぶ成長させていただいて、質の高い、質の向上につながったというふうに思っています。

また、今現在働いている別の事業所では、この24条で指摘されたことによって、法人内で年に1回内部点検、自主点検を実施してこの適正化を図る上で適正化に努めてるということで、このケアプランの点検もそうですし、また24条の方もですね、この点検作業というのは、大変適正化を図る上ではどちらも重要な役割を担っているというふうに私は思います。先ほどはケアプランの点検の方が、年に今8事業所やってるということでありました。24条の方は実際年間何件ぐらい今行われているのかということと、あとこのケアプランの点検とこの24条の点検の件数っていうところで言えば、この適正化に追いついているのか、点検件数はこの適正化に追いついているとおと思いますかということをお願いしたいと思います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、ケアプラン点検については、居宅事業所の点検を行っている運営指導の数の方が30件実施している状況があります。実際、ケアプラン点検事業の中で8件しかないということでお話したんですけれども、実際、その8件の事業者については、この1人の対象者のプランを1から全て確認して、実際このプランの立て方が本当に良かったのか、本来はこうすべきだったんじゃないかっていうところまで踏み込んで支援の方を行っております。

なので、月1件ぐらいしかできない状況があるんですけれども、新体制でケアプラン点検員2名体制で今後進めていこうということになってますので、その辺の点検もまた、実際少ない数ではなくて、もっと多い事業所にそういう指導助言ができるように体制構築の方行っていきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 6番 當山議員。

○6番 當山直彦 今、多くの事業所に支援ができるような取り組みを行っていくということで伺ったんですけれども、確か15年前、私がこの資料提出した15年前から、この作業に本当に人手がいるということで大変だという声が当時の広域の職員の方からも上がっていたんですけれども、点検作業を実施することで居宅事業所やサービスを提供している事業所の適正化が図れ、ご利用者1人1人に合ったサービスの提供が行われることで、介護度の維持や軽減につながり、これが介護保険料の減額や健康長寿日本一の奪還につながると私個人的には考えています。現在、この点検作業1から10までかなり作業量があるということなんですけれども、この点検作業の方にDX化、AIを活用されたりしているのか、もしくは今後またそういった活用も導入していく予定があるのか、お伺いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 今、このDX化については、点検作業の中では実際予定はないというか、実際中身の点検になっていくので、どういうふうにDX化していくかっていうところもあると思うんですけども、現在のところ検討は行っていないところであります。以上です。

○議長 松田昌邦 6番 當山議員。

○6番 當山直彦 先ほども申しましたが、この点検、チェックされるということは、事業所側からするとかなりのプレッシャーではありますんですけども、見られてるというところからは、適正化にほんとに進んでいけるような事業であるというふうに思います。それもやっぱり数をこなすためには、このDX化っていうのもより早く取り組んでいくべきかなという風に思いますので、そこらへんまた取り組みの方、よろしくお願いいたします。

では、続いて質問事項2の要旨1に対する再質問ですけども、各市町村の在宅医療介護連携推進事業の方は、先ほど課長からもありましたように、各地区の医師会に委託されていることは以前にもこちらの方でお話しさせていただきましたが、特に中頭地区、中部地区医師会においては構成市町村が多くですね、課題も市町村の規模によって様々であったことから、現在6つのブロックに分けて課題の抽出や解決に向けた取り組みを行っているところです。私ども今恩納村の方は、金武町、宜野座村と広域Aというグループに属しており、先月もこの3町村の在宅支援を行っている事業所、訪問系・通所系の事業所の職員が顔の見える関係性を作ろうということで情報交換会を開催いたしました。やはりどの地域でも人材不足、資源不足というところ

ころで深刻な問題が上がっていましたが、おそらく離島やその規模の小さい村あたりでは同様の課題があると思われますが、広域はこのような地域の課題というのを把握されているのでしょうか。お伺いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 まず、この医療介護連携については、実際市町村のヒアリングをしながら内容の方は確認行っております。実際市町村ごとにこの在宅医療と介護の連携がしっかりできてくるかという、やはり医師会にお願いしているところもありまして、市町村ごとのこの体制構築がしっかりできてくるのかというのは、やはり市町村の取り組み状況に応じて格差が出てきている状況があります。ですので、広域連合としましては、市町村それぞれ回っていく中でその市町村に足りていない部分、この在宅医療、介護連携の取り組みの中で足りていない部分についてはどういうふうに進めていくかというのを一緒に話し合いながら、考えながら今現在は進めているという状況であります。以上です。

○議長 松田昌邦 6番 當山議員。

○6番 當山直彦 在宅医療、介護連携の部分であるだけでありますけども、こちら、医師会の方が事業委託、南部医師会、北部医師会、中部医師会もそうですけども、受けているということはご存じであると。それに関しても、市町村にもヒアリングは行ってるということでありまして、構成市町村とまた地域包括支援センター、医師会、その顔の見える関係性というところは十分構築されてるというふうな認識であるかどうか、お伺いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。実際、この各地区医師会の方にもヒアリングを行っておりまして、実際どういう考えでこの連携をしているのかっていうところも話し合いはしております。ただ、どうしても医師会にお願いしてる状況がある中で、市町村個別の状況にはなかなかこの対応がしてもらえないと。で、例えば中部地区であれば、この広域的な取り組み、例えば講演会の実施であったりっていうのはかなり積極的に医師会の方も行っていただけてるということもありまして。なので、この医師会と市町村との連携っていうのは、定期的にこの会議も開かれている、医師会の担当とこの市町村担当の会議も開かれている状況はありますので、あとは、市町村の方でいかにこのその地域の実情に合った連携体制を構築していくかというのが課題になってくると考えておりますので、その辺をその市町村の医療状況等も把握しながら、どういう連携が必要なのかというのを検討を行ってるところです。以上です。

○議長 松田昌邦 6番 當山議員。

○6番 當山直彦 12月の恩納村での定例会の中で、当局の担当の方に、広域との連携対しての質問をしたところですね。各種手続きの問い合わせであったり、総合事業の計画や実績に対する意見交換を行っているということで答弁あったんですけども、恩納村のこの課題を、問題を提起してアドバイスをいただいたことがありますかっていうような質問に対しては、そのようなアドバイスを受けるというようなことはなかったという答弁があったんですけども、広域としては地域の課題を把握して計画を作成するところが広域の仕事なので、当局、その皆

さんも積極的に課題、問題を提起してすべきじゃないですかと、そうするよにということ、恩納村の方にはそういったお話をしております。で、課題を知らずして何を解決するんですかというふうなことを言われなためにも、是非、連携を密にして各地区の課題解決に向けた支援体制っていうのはこれからも構築していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、要旨2の方に対する確認です。これは就労的活動、就労的活動支援コーディネーターの存在自体、この計画書を見るまで知らなかったものですから、恩納村の地域包括支援センターや、また第2層の地域コーディネーターを配置している社会福祉協議会の方にも確認したんですけども、ちょっとその存在を知らないという答えでした。大事なものを、重要だということで第9期の計画書に載せていると思うんで、この辺周知をしっかりと地域の行政の各市町村、構成市町村の方にも投げかけていただきたいということと、配置をどの市町村がしますかって聞こうと思ったんですけど、先ほどの配置はされておらず、今地域生活コーディネーターの方がその代わりに役割を担っていることでしたけども、やっぱり就労、次の質問にも関わってきますけども、大変重要な役割を担うのかなというふうなことがありますので、ぜひ設置に向けて取り組んでいただきたいということです。

続いて、そのまま質問事項の3の再質問ですけども、就労ボランティア、先ほどの就労の方も、元気な高齢者に向けての介護予防事業の方が強いのか、元気な高齢者に対しての取り組みのかなというふうに感じたんですけども、就労やボランティア活動を通して社会とつながることの必要性は、何も元気な高齢者ばかりではないと私は考えています。例えば認知症の方や脳梗塞で身体に麻痺を持ってる方、また障害を

持っている多くの方が自らできることでストレスを活用して、誰かの役に立ちたいと考えてる方が多いです。何もできないわけではありません。また、福祉に携わる者は、そういう方たちの思いに寄り添い、諦めたことを叶えることが仕事だと考えています。先日、私の地元でも免許返納をして、引きこもっている男性3名の方と関わりがあったんですけども、その方たち認知症が進行したり、筋力低下によって自宅で転倒が増えてるといったことで、ご家族から相談を受けました。私の方としても、地域の介護予防事業ががんじょう体操とか介護保険の申請を勧めたんですけども、この方たちもかたくなに拒否をされます。自分はまだそんなところに行くレベルではない。まだできることがあるのにとおっしゃいます。ただ残念ながら、私どもの地域には現在その方たちの思いに沿ったサービスを提供できる事業所、施設がありません。また、私たち地域の課題としても、福祉の仕事に携わる人材が不足していることから、事業所が閉鎖したり事業を縮小する事業所も出てきています。そうすると、現在デイサービスに通っている総合事業対象者の方や要支援1・2、要介護1・2といったレベルの方たちも、地域サービスに移行しないといけない状況がほんとに現実味を帯びてきているわけです。さっきの免許返納した方たちばかりではなく、実際デイサービスを利用されてる方っていうところも地域に何か移行していかないっていうところになっているんですけど。そういうことから、先の12月の定例会の一般質問の方で、私の方も、当局に対して就労や有償ボランティアを介護予防事業の中に位置づけて、生涯現役をもって活動・活躍できる環境、これはもう自助ですね、自分でできること、環境を整備すべきだというふうな提言をしたっていうことがあったので、元気な高齢者のみならず、介護予防だけではなく通所事業所に通っている認知症や障害の方た

ちも含めて働く場所必要ではないか、というところを提案したものですから、今回広域の計画書の中に就労とかボランティアについての記載が見られたので、何かヒントになるところはないかというふうなところでの質問させていただいたわけですが、この生涯現役という考え方についてどう思われるか、お聞かせ願えますか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 今お話あった内容については、広域連合としてもかなり重要な課題だと考えております。実際この役割を持つというのがかなり重要になってくると、今後ですね。実際このサービス支援コーディネーターの、国が行ってるSCカフェっていうこのネットのものがあるとは思いますが、その中でも、市町村が作るサービスだけではなくて、実際地域にあるものにどうつなげていくかというのがかなり重要になってくる。例えば学校の挨拶運動だったりとか、高齢者が例えば歩けなくてもできるようなものも、社会参加というのはいろんな形があるということもありますので。もちろん就労的な支援というのは今後例えば、シルバー人材センターであったりということも含めて、かなり重要になってくると考えております。なので多様な、どういう状況であってもいろんな社会と関わっていける体制というのを広域連合としても方向性としては考えておりますので、その辺も先ほど地域支援事業のヒアリングの中で、なかなか市町村から色々聞けていないというお話があったっていう話だったので、広域連合としましては、もっとその辺積極的に市町村と関わっていく方向で支援の方を進めていきたいと考えております。また、実際この広域連合のスタンスとしては、市町村にただ助言するだけではなくて、市町村の状況を確認

して一緒に方策を考えましょうと。ただ広域連合はこうやりなさい、ああやりなさいということではなくて、一緒に考えてその一番いい体制を構築していこうというふうに考えております。今後そういう形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 6番 當山議員。

○6番 當山直彦 最後に局長の方へ質問なんですけども、介護計画書の88ページの方に広域連合職員の質の向上、というところがあります。地域包括ケアシステムの深化・推進に向け各種施策を推進していくために、職員1人1人が高い倫理観を持ち、常に当事者目線で考え行動することが必要。実行する意欲と情熱に溢れ、広い視点で内外との連携協働の姿勢を保ち、状況の変化に柔軟に対応し、創意工夫のある施策や事業を推進する職員の資質の向上に努める、ということが書かれておりますが現状はいかがでしょうか。お伺いします。

○議長 松田昌邦 事務局長。

○事務局長 糸数義人 お答えいたします。職員の資質の向上において、重要なことは、継続的な学習と成長の機会を確保することだと考えております。特に、次の3つの要素が重要だと認識しております。まず1つ目、専門知識とスキルの向上、2つ目に職場のコミュニケーションとチームワークの強化、3つ目に倫理観と使命感の醸成であります。これら3つの要素を常に意識することにより、個々の職員の資質が向上し、その職員の資質の向上が職場全体のパフォーマンスを引き上げるものだと認識しております。日頃から各種研修の受講を積極的に促しているところですが、次年度の当初予算におきましても県外における職員研修の予

算を盛り込んでございます。ぜひですね、当初予算の方を可決していただきますよう、あわせてお願いいたします。以上でございます。

○議長 松田昌邦 6番 當山議員。

○6番 當山直彦 計画書のタイトルにあります、自分らしく健康長寿を実現するためですね。地方が困った時、そっと背中を押してくれる存在で広域にはなってほしいなというふうに思っております。ぜひですね、局長を筆頭に取り組んでいただけるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長 松田昌邦 これで當山直彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は11時10分よりお願いいたします。

休 憩（午前11時00分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長 松田昌邦 再開します。

休憩前に引き続きまして、議席21番、玉城陽平議員の一般質問を許します。玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 皆さん、こんにちは。南風原町町議会議員玉城陽平、一般質問始めさせていただきますと思います。

質問事項1、広域連合のデジタル化・DXの進捗を問う。質問要旨（1）介護におけるデジタル技術活用の加速化が厚生労働省において提示されている。進めるべきデジタル化・DXにはどのようなものがあるか。早急に進める必要があるものは何か。（2）2023年2月の議会で取り上げて2年経ったデジタル化の取り組みについて、推進体制の整備、人員配置、職員研修の進捗を問う。（3）各課のデジタル化の進

捗を問う。以前から取り組んでいたこと、新しく取り組んだことは何か。それぞれの事前事後の変化と効果を問う。（4）各課のデジタル化の今後の課題、方針、実行計画を問う。（5）電子申請届出システムの活用はどうか。例規の更新、ペーパーレス化、データ連携など文書管理の効率化は進んでいるか。（6）神戸市の事業者手続ガイド、埼玉県のICT導入支援、郡山市の介護認定審査会のペーパーレス化など、先進的なデジタル化の事例がある。先進事例を研究し、取り組みを進めるべきだ。見解を問う。答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 答弁を求めます。計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 答弁を行います。

（1）と（5）について、計画推進課でお答えいたします。

まず（1）についてお答えします。厚生労働省が発表している介護におけるデジタル技術の活用の加速化について、広域連合が対応しているものには電子申請届出システムがあり、令和6年4月1日より各種申請手続きについて運用を開始しております。また、事業所においては、令和7年4月1日より、重要事項等の内容についてホームページや介護サービス情報公表システムにて掲載、公表が義務化されますので、集団指導で周知する予定としております。

続いて、（5）についてお答えします。（1）の答弁でお答えしたように、電子申請届出システムの開始により所定様式の変更を例規改正にて行っており、申請に伴う登録の連携など効率化は進んでおります。以上です。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 それでは（2）につい

てお答えします。当広域連合におけるデジタル化の取り組みにかかる推進体制の整備については、DXを総合的に推進するためにDXの推進本部およびDX推進プロジェクトチームを設置し、関係課との連携を図りながら取り組みを進めております。次に、人員配置についてはDX推進を担当する職員を1名配置し、関係課と連携しながらDXの方を進めております。また、職員研修の進捗については県の市町村職員研修センターが実施するDX研修への参加や、地方公共団体情報システム機構が実施するリモートラーニングなど積極的に活用し、職員のデジタルリテラシー向上に努めております。

続いて（3）についてお答えします。各課におけるデジタル化の進捗について、当広域連合で以前から取り組んでいることとして、要介護認定審査会や各種会議のオンライン開催などがあります。また、行政サービスの基盤となるシステムの標準化に向けた準備を進めており、令和7年度中に標準化システムへの移行を予定しております。

次に、新たに取組んだこととして、介護保険料のスマホ決済や介護事業所からの電子申請による受付があげられます。これらの取り組みにより、被保険者や事業所、要介護認定審査会委員などの負担軽減及び利便性の向上が図られたと考えております。

続いて（4）についてお答えします。各課におけるデジタル化の今後の課題については、システム標準化への対応、デジタル人材の育成、職員のDX認識の共有、各課間の横断的な取り組み、日常業務における時間とリソースの制約、そして予算の確保などが挙げられます。今後の方針及び実行計画としては、令和7年度に予定している標準化システムへの対応を最優先に取り組みながら、デジタル活用による職員の負担軽減への取り組み、そして新たな効果的なソフトウェアの導入の検討を行うなど、デジタ

ル化・DXを推進し、被保険者や事業所の利便性の向上につなげていきたいと考えております。

続いて（6）についてお答えします。先進的なデジタル化の事例については承知しているところです。他市町村の先進事例を調査研究し、令和7年度に予定している標準化システムへの稼働後、広域連合で実用可能な取り組みを検討し、進めていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。改めて、この人員配置ですとか様々なところで進んでいるところが何うことができて非常に嬉しく思っております。この最優先にあたるものが標準化にかかるところ、それが進み次第もっと本格的に様々なものを検討して取り組みを進めていくということも聞けて嬉しく思っております。

（1）から順次再質問していきたいんですけども、介護におけるデジタル技術活用の加速化、厚生労働省が出してる資料の方から参考にしながら、私の方でも今回再質問、一般質問の方、作らせていただいております。その中でも特にこの申請書類のデジタル化にかかるところと、それからデジタル等を活用した省略化、効率化にかかるところ、こういった部分今回取り上げていきたいと思っております。この介護におけるデジタル技術活用の加速化、改めてなんですけれども、これどういったものなのかもう少し詳しくお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 介護におけるデジタル技術の活用の全体っていうことですね。こちらの加速化については、基本的には事業所を

対象に内容が位置付けられていると考えております。まず、広域連合においては、申請書類のデジタル化、あと事業所においては介護ロボットであったり IT の活用、デジタル化を活用した省力、ペーパーレス等を推進していくというのがデジタル技術の推進と考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21 番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今回この質問を取り上げたものの中には、この事業所を対象にするものももちろんあるということは理解しているんですけども、それがなかなか進みにくい現状があるというところを念頭に置いた際に、それは先ほどの答弁の中でも、令和7年4月から事業所に向けての集団指導などを行っていくというお話がありましたが、積極的に進めていくことによって事業所の方でもこう取り組みが進んでいくように、その事業所の中でもどうしても小規模の法人ですとか、なかなか対応が難しいところもあるというのはやはり現状として存在していると思いますので、そういったところに関する伴走支援ですとか、そういったところがこの広域連合としてもできないかというところも念頭にありまして、今回こういったものを取り上げさせていただいております。特にその辺の話は後半の方でまた取り上げたいと思います。

1の(2)の方に関するところなんですけれども、推進体制としてプロジェクトチームを置いてという話でしたが、この体制、もう少し詳しくお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 お答えします。DX推進本部については、構成メンバーは事務局長お

よび各課の課長で構成されております。その下にプロジェクトチームというものがございまして、構成メンバーについては事務局長が指名する職員というふうに位置付けて、各課より複数名がメンバーとして構成されております。所掌事務としては、やはり広域連合全体のデジタル技術を活用した行政サービスの向上、あと業務改革に関することなど、そういったものが所掌事務として挙げられており、現在標準化システムへの移行について主に取り組んでおります。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21 番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今この体制聞く限りですと、全体として進めていくためにしっかり横串を刺して、事務局長を筆頭に進めていく体制になっているというふうに理解しております。ぜひこの形がこれから継続的、一貫性のあるDXですとかデジタル化、そういった取り組みが進んでいくものを後押し、強烈にしていくことを願っております。その中でも担当職員が1名置いて、その中で連携したりですとかそういったことを行っているというお話がありましたが、これは市町村からの派遣職員でしょうか、それとも広域連合のプロパーの職員でしょうか。こちら、いかがですか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 市町村からの派遣職員となっております。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21 番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。どうしても、この市町村からの派遣職員、

うまく連携が取れるように皆様の方で工夫しながら情報共有等されているとは理解はしているんですけども、どうしても派遣職員の中で年度が変わって入れ替わっていくですとか、あるいは今回研修をしっかりと受けて育ったんですけども、次のタイミングでこの方異動になってしまうとか、そういったところでどうしても広域連合の組織体制と言いますか人員の配置の形からそういった連続性が失われる可能性を少し懸念しておりまして、是非プロパー職員の方も兼任といえますか、そういった形で市町村の方々が入れ替わったとしてもしっかりと継続的な取り組みにしていけるように、配慮等、人員配置の強化等お願いできないかと思ってるんですけども、こちらはいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 お答えします。どうしても派遣職員の場合はそういった研修を受けてスキルを身に付けても、また3年ごとに入れ替えとか、そういったことが実際あるというのは承知しております。ただ、先ほど答弁しましたDXのプロジェクトチームというものもございますので、こちらには派遣職員と広域連合職員も全て入っておりますので、そういったものもチームも活用しながら進めていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。ぜひこのプロジェクトチーム、しっかり機能させていきながら、職員が入れ替わったとしても継続的な取り組みが続いていくように、ぜひこれからもよろしくお願いしたいと思います。

研修に関することなんですけれども、この

研修についてももう少し詳しく聞きたいです。希望者レベルのものなのか、それとも職階ごとなどに定まっているのか、あるいは課ごとに定めた研修などがあるのか、どういう体系になっているのかよろしくお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 お答えします。研修に関しましては、先ほど答弁しました市町村情報システム機構 J-LIS がやってるリモートでの研修と、今回沖縄県市町村職員研修センターが実施したDXに関する研修となっております。内容につきましては、担当職員を対象としている研修ですので、デジタルに関する基礎的なことから、実務に関することまでの基礎的な研修内容となっております。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。この質問した意図としましては、(1)(3)(4)のところが重なってはくるんですけども、一般的に市町村の場合であればこういったデジタル化を進めていく必要があるのか、組織として横串を刺して、じゃあこういうことが必要だよねということを定めていって、それを踏まえながら足りない部分に関してじゃあどうやって人材を育成していくのか、あるいは外部人材を活用していくのか、そういったことを体系的に定めていくということを行っていくものだとして理解しています。DX推進の基本的な方針を立てたりだとか、その中で推進計画を立てて、また具体的に実行計画に落とし込んでその中で、じゃあ実施していく上で足りないスキルが何で、どんな人員がどこに配置が必要なのかということを定めながら、そのための研修はこういうふうを活用して、こういうスキルを貯め

ていくことで、これってうまく進んでいくよねというふうな形で進められていくことが一般的かなというふうに私の方では理解しているんですけども、広域連合としてはまた少し独自の事情ですとか、組織の規模感ですとか、そういったものの取り組みの方向性も違ってくるものもあるかとは思っております。そういったところの、この取り組み全体の一貫性をどうやって作っていったらいいか、それからそれに合わせた人材育成をどう行っていくのか、そういうところの見解をお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 答えします。広域連合で、こういったデジタル化の計画などは今のところ特に定めてはおりません。ただ今後、デジタル化というのはやはりもう避けては通れない道だというふうに認識しておりますので、全体の DX に対する機運というか、そういった認識を深めてもらうためにも、全体の研修とかそういったものを今後進めて、全体的にデジタル化への知識などを深めていければいいなと思っております。

○議長 松田昌邦 事務局長

○事務局長 糸数義人 多少補足させていただきます。うちの職員の構成の内訳としまして、7割強が構成市町村からの派遣職員となっております。その状況において、専門職としてスキルアップを目指していくというのはかなり難しいであろうと、そこは基礎的自治体と根本的に違ってるところであると理解しております。今後、一定程度までは基礎的自治体にいる間に職員も DX に関する知識、スキルというのは身に付けられるものと認識しております。従いまし

て、その職員たちが派遣されてくるわけですから、そのようなスキルはおのずと担保される時が来るであろうと。そこを待てずして DX に取り組んでいくためには、やはり外部人材の育成と活用がメインになってくるであろうとそのように認識しております。以上でございます。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。広域連合の特有の形といいますか、他の市町村とは違うやり方もあるというふうにはもちろん理解しておりまして、今答弁いただいた内容で同意してると言いますか、納得するところではございます。この外部人材の活用ということで、例えば市町村でありますと、デジタルに関するアドバイザーを導入したりですとか、CIO 補佐官のようなものを入れたりですとか、そういったものも取り組みとしてあるわけですが、そういった外部人材の活用のところで今検討してるものがあれば答弁お願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 答えします。現在のところ、外部の専門 DX 推進の方を広域連合に求めてもらうというようなことは考えてはいないのですが、今後システム標準化が完了してデジタル化・DX 化の推進をさらに進めていくにあたり、こういった人材もどうしても外部からの人材というのはやはり必要性が出てきますので、その時にそういった外部の人材などの活用についても検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。まずは、この目の前のところの標準化、最優先なものをしっかり終わらせていく。その上で今プロジェクトチームの中でも検討されているものも踏まえながら、それをどうやって継続的に、それから実効的なものにしていくのかってところで、外部の人材をどうやって導入して活用していくのか、そういったものの検討がされていくものだというふうに理解しました。まずは目の前の標準化からではあるんですけども、これからも継続的にデジタルに関する取り組みを進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

次の1の(5)のところなんですけれども、先ほど電子申請届出システムの活用のところで、令和6年4月1日より運用開始で、令和7年4月1日より事業所に集団指導等をしていくというお話でした。答弁ありがとうございます。実際これが対応済んでいるのかということも含めて確認していこうと思ってはいたんですけども、すでにやっていて事業所に向けてこう働きかけをしていくというところで、少し安心しているところではございます。厚生労働省の資料等の中でも、介護現場の生産性向上の中では直接的なケアそのものというよりも、間接業務、書類に関するところですか申請に関するところ、そういったところの効率化を図ることによって、現場の生産性がどんどん上がっていったって、やるべきケアのところをしっかり注力できるんだというふうな記述があったことを確認しております。そういったことをこう進めていく中で、広域連合としても構成市町村ですとか、事業者の皆様に対して働きかけを継続的に行っていこうとしているところだということも理解しました。ありがとうございます。

もう少し細かいところになりはするんですけども、例規の方の更新もされたというところで、文書規定ですとかそういったものもあわせ

て一緒に更新されて、電子データに関する取り扱い、保存の方法、そういったものも整備されているのでしょうか。こちら、いかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宜保友司 お答えします。文書管理などのシステムについては、やはり導入するにあたって、予算的なものもございますので、最終的にはその辺の整備もしていかなければいけないというのは思っておりますので、今後その辺の整備についても、検討してまいりたいと考えております。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。事業者の皆さんの方でも、この提出の様式が変わってくると、もちろんこちら側での管理の仕方も変わってきて、それに合わせて整備の形として、例規ですとか文書規定ですとか、そういった細々としたところ、しっかり直していくということがこれから進められていく必要があるもので、確かにそれが進められていくんだらうなというふうに理解はしておりますが、この申請自体がもう令和6年4月から運用開始ということを考えていくと、これ自体は急いで不足がないように進めていくべきものなのかなというふうに思っております。少し細かなところではあるんですけれども、改めて今回取り上げさせていただいたところであります。

1の(5)のデータ連携に関するところでまたお尋ねしていきたいんですけども、この電子申請届出システムなどを含むような、厚生労働省のデジタル化を進めていくための資料に関するところ、データ連携というところで、ケアプランのデータ連携システム、こちらの方も

一緒に取り上げられておまして、これは電子申請届出システムとはどういうふうに関連するのか、あるいは関連しない別のものなのか、こちら説明をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。まず、このケアプラン連携システムについては、居宅介護支援事業所とサービスを提供する事業所だったり、国保連合会への報告等の流れで活用できるシステムと把握しております。このシステムについては、国は推進していて国保連合会でも推進しています。沖縄県ではなかなか進んでいないという状況がありまして、他の色々な情報を聞いていると、他のシステムでも同様な手続きができるように色々改修がされているという状況もあって、何を推進した方がいいのかというところもまだはっきり広域連合として定まっていないところもありまして、その辺がなかなか今進んでいない状況ではあります。実際、国保連合会が出しているこの連携システムがある程度普及してくると、連携はかなり進んでくるのかなと考えてるところです。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。全体としての情報をうまく連携していくところの中で、国保システムとの連携なども議論の中に入ってくるものだというふうにも理解はするんですけども、ケアプランのことであれば厚生労働省が力を入れて推進していこうとしているものだというふうに考えると、そこは特に複数のシステムの中から選択していくとか、そういったお話ではないのかなというふうに理解するんですけども、こちらは

いかがですか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。実際、今確認が取れているのが国が出しているシステムを活用するためにはそれなりの費用が必要で、ランニングコストもかかってくる。それを提供する事業所側もそのシステムが入っていないと連携ができないというところがあります。実際、居宅が今使っているシステムでも同様の連携ができる状況がある中で、広域連合としてこれを推進するというのはなかなか難しいところがあります。今後また連携システムについても、色々状況が変わって推進できる内容が整ってくるのであれば、広域連合としても積極的にこういうシステムを活用して推進していただきたいということも言えるかなと思うんですけど、なかなかそこまで踏み込めていないというのが現状です。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今のお話の中にあるこのケアプランデータ連携システム、ケアマネさんですとかデイサービスの事業者さんの間のやり取りっていうのが、これまで紙ベースで行われていて再入力などが発生していたものを、国の基盤作ってそこに連携していくことによって、クラウドの中で連携されるから、文書の作成効率なども非常にこう落ちていく。厚労省の試算の中では、人件費も込みではありますが年間80万程度の削減があるんじゃないかとか、月当たり400時間ぐらい削減されるんじゃないか、そういったお話が資料の中では出てはしまして、もちろん規模によって差はあるものだと理解はしております。ただ、それが実際導入していくという話

を考えていく際には、結局例えばケアマネさんの側とデイサービスの側とかで、片方だけが入れていても全然意味がなくて、両方入れているからそこがうまくつながって効率が上がっていくっていうものだとは思っています。先ほどのお話を聞く中では、そもそもすでにある程度連携のシステム自体があって、それとの棲み分けをどうするのかとか、今やってるものからこう取り替えていくという作業自体にもコストがかかったり、ランニングコストなどもかかるというところから、積極的にどんどん推進していくというのがなかなか現状としては難しい、という答弁だったのかなというふうに私の方では理解しております。今懸念されているところのそもそもどういうシステムで使っていくのかというところが悩ましいところであると思うんですけれども、これがある程度定まってくれば、ぜひ広域連合の方としても、強力に推進していったほしいというふうに思ってます。というのも先ほどお話をしたように、片方だけがやっていても全然効果がなくて、だから最初の段階で始める人たちはあんまり効率化が図れるわけではないけど始めないといけないという状態にどうしてもなってしまうわけです。ある程度進んでくると、そこに乗った方が効率的だということが言えてくるので、じゃあ自分たちも乗かっていこうというふうな形で動いていくものだというふうにも考えております。もちろん状況を見極めてからというお話だとは思いますが、国の方でもデータ連携促進の手引きですとか、そういった実践の方法なども様々出ておりますので、もちろん把握してらっしゃると思うんですけれども、そういうものをうまく活用していきながら、状況が見えたらぜひ広域連合としても強力に推進していったほしいというふうに考えてるんですけれども、こちらいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。今お話あったように、実際この状況がここに転換した方が有用に進んでいくというのが分かってれば、広域連合としても積極的に取り組めると思いますので、その時に向けて情報収集しながら進捗を確認していきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。国の資料の方でも、システムの普及に向けて、特に初期のどんどん新しいものを取り入れていく層と、それからそれに追いかけていく層にしっかり働きかけをしていきながら、全体としてのシステムが導入されていくよう、市町村の方としても広域連合の方としても取り組んでもらいたい、そういった記述があったものと私の方でも理解しておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

最後の1の（6）にかかるところで様々な先進事例をあげてしまって申し訳ないところもあるのですが、この1つ、今のケアプランデータ連携のところの話でいきますと、青森県の野辺地町、厚生労働省の資料の方にも載ってはいるんですが、そこが小規模の法人を中心に人材確保が難しく経営効率も悪化している、これをなんとかしなくちゃいけないというところで、先ほどお話に出てきているような、こういったシステムを導入していく必要があるのだけれども、小規模であるが故になかなか導入が難しいというところに対して伴走型の支援を行っている、そういった事例もあります。これから先ほどの答弁の中でも、まずは標準化をというお話があったとは思いますが、そういうものの仕上がりを見ていきながら、それから先

ほどの懸念事項になるような、こういったシステムをどういうふうに入れていくのか、そういったものもクリアしていきながらになると思うんですけども、そういった事例をこう参考にしながらですね、伴走型の小規模の法人などを支えていくような仕組みをしっかりと作って強力に進めていってほしいというふうに考えております。こちら、改めて見解の方いかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 休憩します。

休 憩（午前 11 時 46 分）

~~~~~

再 開（午前 11 時 47 分）

○議長 松田昌邦 再開します。計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。実際、この伴走型支援も含めて、法人や事業所への支援ということになるんですけども、実際広域連合の場合は相当数の事業所数でもありますので、そういう支援ができるかどうかも含めて、また精査しながらもしできる方法があれば推進していくという形で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21 番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今お話いただいたこと、確かになというふうに思うところではありまして、この青森の町単位のものと広域連合で全県的という話だとやっぱり規模感も違ってくるものもあって、事情も違ってはくるかなとは思いますが、できる方法があればぜひそれも検討していきながら、他県の広域連合の取り組みなども参考にしながら進めていただければと思います。

最後になんですけれども、東京とか大阪とか

の方では展示会なども行われておりまして、介護に関すること、福祉に関すること、それから介護ロボットやシステムに関すること、そういった展示会などに関しても情報収集していきながら、今後の DX に関する取り組み、デジタル化に関する取り組み、ぜひ進めていただければと思っております。

以上で私の一般質問の方はおしまいにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 松田昌邦 これで玉城陽平議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休 憩（午前 11 時 50 分）

~~~~~

再 開（午前 11 時 52 分）

○議長 松田昌邦 再開します。

議席 13 番、新垣千秋議員の一般質問を許します。新垣千秋議員。

○13 番 新垣千秋 それでは、通告に従い、一般質問を行っていきます。

質問事項 1、介護事業所の休廃業・解散について。質問要旨(1)2025 年 1 月 17 日の新聞で、2024 年に介護事業所が休廃業・解散した件数は前年比 102 件増の 602 件だったと報道されました。原因と対策を伺います。再質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。広域連合管内での廃止事業所の原因は、人員不足や経営安定のための事業所の縮小などが主な理由となっております。これらの原因の対策として、研修案内の周知や地域の医療機関や福祉団体との連携を深め、包括的な支援体制を構築することにより、介護事業者の持続的な運

営を支援していくことが必要と考えられます。  
以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 答弁ありがとうございます。  
す。ちなみに、沖縄県内の休廃業の件数という  
のは把握されておりますでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。  
す。県内の広域連合の指定ではないことから県  
内の状況については把握しておりません。以上  
です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。  
私も広域連合の数字というのは探せなかったの  
で、沖縄県内というところでお伝えしたいと思  
います。東京商工リサーチの調べによります  
と、2024年休廃業した事業所の件数、これが  
11か所ということで上がっております。ちな  
みに倒産件数も3件ということで、2023年度  
報告が上がっております。今の数字は1月17  
日の日経新聞で報道されてるものになります。  
介護事業所の倒産であったり廃業、休業、それ  
が増加すると地域包括ケアシステムへの影響と  
いうのはどのようなものになりますでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたしま  
す。実際、事業所の廃止等が続いていく状況に  
なると、事業所が減少していくのでサービスの  
確保がなかなか難しくなっていくと考えており

ます。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。  
では、もう1点ですね。このまま増加すると、  
県内の介護サービスはどういう状況になるので  
しょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたしま  
す。実際、沖縄県でも減少が出てるということ  
で話があったんですけども、介護事業所につ  
いては、これは全国的な情報になるんですけれ  
ども、減少する事業所もあれば新たに指定され  
たり再開する事業所もあるということで、どち  
らかというと事業所的には若干増に転じている  
ということで把握しております。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。  
トータル的には事業所は増加しているというこ  
とではあるんですけど、やはり長年続けてきた  
ところが倒産する、休業するっていうところは  
大きな影響はあるかと思います。その点、ぜひ  
考慮いただきたいと思います。ちなみに、初め  
の通告での答弁いただいた内容なんですが、人  
員不足であったり規模を縮小していたりという  
ことが原因の一因であるということで答弁いた  
だきました。また、対策として研修の強化、そ  
れから地域との連携、あと包括的支援の方も強  
化していくというような内容だったかと思うの  
ですが、そうすることによって広域連合の市町  
村が抱えている状況というのは改善していくの  
ででしょうか、伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。実際、この事業所の廃業や人員不足の状況について、広域連合ができることとしては、県からいくつか研修がありますということで情報も来ますので、それをホームページに掲載したり、周知活動というのが主になります。ただ、広域連合独自で研修をしたり、人材育成というのはなかなか難しいというところもありますので、基本的には周知活動というのが主な取り組みとなると考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 周知活動、すごく大事なところなのでこれまで以上に取り組んでいただきたいのですが、今課長の答弁であったように広域連合として研修を企画する、主催をする、人員を育成していく、直接的なところは難しいところがあるという答弁だったかと思いますが、やはり状況によっては改善しないのであれば、広域としてもそれを主催をする、必要な研修、要は我が広域にあったものというものも主催していく、企画していくことも大事かと思えます。その点、ぜひ今後考慮していただきたいと思えます。

もう1つ、日経新聞の中からちょっと読み上げますが、休廃業は全国で訪問介護が448件、通所・短期入所が70件、有料老人ホーム25件、その他が69件で、そのうちの要は7割以上、73.2パーセントが訪問介護が占めているとありました。倒産と休廃業の合計では、基本報酬のマイナス改定やヘルパー不足などが影響した訪問介護が529件、前年から102件増えています。訪問介護事業者の苦境が浮き彫りになりましたという報道がありました。それも鑑みると、全国の状況ではあるのですが、広域におい

ても同じような状況というのは起こりうる、もしくは今現在起こってるかもしれないということが考えられると思います。そこも踏まえまして、次の質問事項に移りたいと思います。

質問事項2、訪問介護事業所について。質問要旨（1）居宅サービス・地域密着型サービスにおいて、訪問介護事業所の役割は大きいと考えます。厚労省が公開した事業所一覧から、2024年6月末時点で訪問介護事業所がゼロの町村は10か所、1つしかない村も4か所ありました。課題と次年度の取り組みを伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。当広域連合の構成市町村での訪問介護事業所がゼロの自治体は7か所あり、そのうち6村については離島で、離島等相当サービスで訪問介護のサービスは確保されております。離島地域や本島北部地域の訪問介護事業所は少ない状況であり、専門職等の確保が特に課題となっております。このことから沖縄県と連携を図り、専門職の確保及び養成等に関する周知に取り組んでまいります。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。では伺います。当広域連合が抱えている中でも、ゼロのところが7か所、1か所しかないところもあったと思います。そこで伺いたいののですが、離島や北部に介護サービスを受けたいというニーズがあった場合、当然あると思いますが、そのニーズに十分対応できている状況でしょうか。その点伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず離島については、国・県が出している資料の中ではどうしてもこの指定事業所としてのものになります。広域連合としては、離島については、離島等相当サービスということで登録を行ってサービスの提供を行っている状況です。そのサービス自体は確保できています。1か所北大東の方ではサービスがまだ動いてないんですけれども、登録自体は行われていて、利用者がいなくて動いてないという状況があります。実際、北部等において、サービスが1か所しかないところについてはサービスがかなり少ない状況というのは広域連合としても認識しておりまして、その対策として県と連携しながら、要請ができないかの要請であったり、あとは県から専門職の要請の通知があればホームページで公開して周知を行ったりというのを実施している状況であります。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。施政方針でもおっしゃっていたかと思うのですが、令和6年度から第9期の介護保険事業計画が行われました。その中で均一賦課が開始されたということであったかと思います。介護サービスの標準化について地域支援事業の充実、それから同事業の推進員による支援及び組織改編により市町村支援の取り組み強化を図る、そういうこともおっしゃっていたかと思います。実際この離島北部、サービスがあまり進んでないところ、ニーズに応えられていないところ、取り組んではいるんだけどというところなんです。その格差というのはどのくらいあるんでしょうか。また、いつ頃これ標準化できましたということと言えるのか、いつ頃それを目標にしているのかというのはお答えできますでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。今のご質問の中でも市町村ごとのサービスの確保については、特に離島については離島等相当サービスの指定であったり、本島の方から、渡航費補助を行って事業所に渡航してもらってサービスを提供するという形で、サービスの確保は進めている状況であります。ただ、北部については、なかなかサービスの確保が難しいところもあるというのは確認しております。現在、北部の大宜味村の方で、指定介護保険のサービス以外のサービスで担える部分がないのかというところを検討しています。例えば、訪問介護であれば、専門職ではない方が行える訪問介護の確保をしながら、専門職は専門職に取り組んでもらうという形も含めて、そういう体制の構築を色々検討しているところで、モデル事業として入ってもらって、その可能性がないか検討しているところであります。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。やはり、どこにいても当たり前を受けられる介護サービスというのが望ましいことかと思しますので、そこはぜひ取り組みを進めていただきたいなと思います。やはり介護広域が掲げているものというのが、各市町村もそうなんですが、介護において高齢者が住み慣れた地域において生涯通して自分らしく健康で明るく過ごせること、それが社会の一員としての役割を担い、生き甲斐を持って豊かに暮らしていけること、それを目標にしていると思いますので、それに向かって進めていただきたいなと思います。

もう1つ伺いたいのが、質問事項1にもかぶってくるかなと思うところですが、介護の提

供体制、介護保険のサービスの制度というのでしょうか、これが事業所の廃業や休業とか、そういう情報を見ていると危機的状況に陥るのも目の前かなという不安を抱いてしまうところです。また、課長からもあったように介護人材、要は担い手不足、専門知識持ってる方も不足している。当然、介護をしたいというその担い手の不足も懸念されるところかと思えます。やはりその担い手不足による休業、廃業になってしまうということが大きいかなと思いますので、どうやって打開していくのかというところが課題になってくるかと思えます。まず当広域としても国に取り組んでほしいこと、また県に取り組んでほしいこと、当然市町村が取り組むべきこと、それぞれあるかと思えます。それについて伺ってもよろしいですか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。まず、実際この人材育成について国に取り組んでほしいことと県に取り組んでほしいことで、市町村が取り組むべきことというところなんですけれども、まず人材育成、国の方も研修とか色々やっているみたいなんですけど、受けた人が介護サービス現場に行くかという、なかなかそこに繋がらないという現状もあるみたいです。厚生労働省が出しているもので、訪問介護事業所をなぜ希望しないかというところで、資格は取得してるけど、なかなかやりがいが見えてこないであったり、1人で訪問介護に行くことにちょっと不安があるとか、やっぱり学生に対する内容の周知がなかなかできていないというところがあるということで、国としても支援策として積極的に進めている状況がありますので、広域連合としてはどうしても周知ということになってしまうのですが、国、県から周知が来た時には積極的に対応していきたいと

思っています。県に対しては、やはりもっと積極的に研修だったり人材育成というのを進めてもらい、特に離島地域においては、そもそも専門職がないという所がかなり多いということもありますので、特に離島北部地域については、積極的に育成していただけるように今後要請はしていきたいと考えております。市町村においては、やはり専門職ではなくてもできる内容については、そこで担っていける体制づくりというのが今後重要になってくると考えておりますので、その辺を地域支援事業推進の中で、どういうふうな取り組みが一番その市町村に合っているかというのも検討しながら進めしていきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。やはり国、県、市町村、それぞれ取り組み内容が変わってくるかと思えます。今、国に関しては進んでいる、取り組んでいる内容をいかに周知するかというところの答弁だったかと思えます。県に関しては積極的にもっと行っていただきたいということだったかと思うんですが、それを進めることで介護ニーズに応えられるような基盤というのをしっかり作っていかなければいけないのかなと思っております。ただ、今までそういうことを行ってきた中で、いまだに解決できない現状が、人材不足、担い手不足、事業所の休廃業、それから北部であったり離島であったり、要は事業所が少ないところのニーズに対応できないところ、ニーズに対応する体制が弱いといったらいいのでしょうか、そういうところがまだまだ残っていると思いますので、今後新たにどういうこととしてほしいか、こういうものがあると解決するよというものはなかなかないかと思いますが、一翼を担えるのではないかというところがありましたら伺っても

よろしいですか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。実際、一番は事業所がどんどん建ってくれるといいのですが、本来は特にサービスが少ないところについては、どうしても施設依存型になってしまいます。どうしても何かあったら施設に、それまではサービス使わずにというのが結構多い状況なので、できれば必要な在宅サービスを使いながら、その在宅サービスを使う前も含めて、体制整備というんですか、先ほどお話したように、介護ではなくてもできるもの、例えば通いの場であったり、その人が通っている中で体力が落ちてきてどうしてもデイサービスを受けないといけなくなればデイサービスを受けて、それでも施設が必要になった時に施設に入る、という適切なサービスの提供ができる体制作りというのが重要と考えておりますので、その辺は市町村の方にもそういう考え方を周知しながら、どうしても広域連合でいろんな体制を作っていけるかという、実際はかなり難しいところもありますので、その辺は市町村と連携しながら、体制構築を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。では、質問事項3番目に移りますね。

質問事項3、ダブルケア、ヤングケアラーについて。質問要旨（1）現役世代や若年世代が近親者の介護に追われ、生活や学業などに支障をきたしていることが社会問題となっています。課題と取り組みを伺います。また、これに対応しているモデルケースとなる事例を伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための支援体制については、市町村において重層的に取り組んでいるものと考えております。地域支援事業の取り組みとしましては、地域包括支援センターによる総合相談支援機能を活用し、把握した情報を関係機関へつなげることや、家族介護支援事業等を活用した、家族介護者への支援が重要であると考えております。事例につきましては、市町村で実際に相談から関係機関へつなぎ、支援を行った事例を把握しておりますが、モデルケースとなるような取り組みは把握しておりません。広域連合としましては、市町村が適切な関わりが行えるよう支援を行ってまいります。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。まずダブルケアなんですけど、現役世代が介護と育児の二重の負担を強いられているのがダブルケアで、特に現役世代であるんですが、会社で働く人が親族の介護のために仕事を辞める介護離職も多くなっているというのが聞こえてきます。やはり介護離職の1つとして介護難民、昔からある言葉なんですけど、施設に入れずにどうしても介護する人がいない、そのため家族が離職をして介護をしていくしかない、そういう現状も社会問題の1つかなと思っています。このダブルケアにおいては、介護広域の中でも事例として挙げられてるのでしょうか。その数というのは増えているのでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたしま

す。実際、このダブルケアであったりヤングケアラーの数とか状況については細かいところまで把握はできてないのですが、このケアについては重層的に、例えば子育て支援から高齢者まで重層的に対応しないといけないというところで、市町村の方で実際この支援する体制構築というのは求められているところでもあります。なので、広域連合が把握している地域支援事業の中では、やはり包括的支援事業、包括支援センターの総合相談の中で、いかにそういう情報を捉えて関係機関につないでいくのか、あと総合相談、家族介護支援の中で、介護の実施の仕方だったり、あとは悩み事、同じ状況にある人たちが話ができる環境、あとは仕事を辞めないともう生活ができなくなるという場合については、介護保険自体把握していない、分かっているという状況もあると思いますので、その辺をいかに把握していくかというところは、やはり広域連合としても、市町村にヒアリングしながら、どういう体制を構築していくかというのは一緒に考えていきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。今答弁の中にもあったように、やはり周知というのがすごく大事になってくるかと思います。介護の制度を知らない、介護保険に関していいますと、免除とか減免の制度もあるじゃないですか。それについても知らない方が多いのではないかということも考えられます。今までやっている周知とはまた違った方法で周知していかなければならないということも工夫が必要かと思います。今、若い世代にアンケートを取るときなんですけど、これまでは紙ベースでアンケートって取っていたかと思います。ただ、今は市町村によっては紙であったり併用してQR

コードで読み取ってWEBでアンケートに回答ができる。先ほど、今日2人、一般質問挙げられた方も、DXの推進ということで、デジタル化の推進ということでおっしゃられた、まさにそこだと思います。周知の方法もやはりそこを推進していかなければならないのかなと思います。特にヤングケアラーになってくると、それを受けているのは子供なんです。子供は特にその情報というのが偏っている。こういう制度も知らない、申請の仕方も知らない、それすらできないということが考えられますので、いかにダブルケア、ヤングケアラーの方を発見するか、その発見する仕組み、発見した後どう支援につなげていくのかというところが大事になってくると思います。ちなみに、各市町村でダブルケア、ヤングケアラーについて、それを発見する仕組みというのはどのように作られてるんでしょうか。それお持ちですか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、実際どういうふうに情報をキャッチしてるかというのは把握できていないのですが、その辺はもちろんヒアリングの中で、こういう周知であったり、情報・相談があった場合には取り扱いについては積極的に行うようにということで周知を行っていきたいと思います。今お話があったように、例えばQRコードを使うというのはかなりいい取り組みかなと思いますので、ヒアリングの中では、市町村に情報提供しながら、これをやってくださいとは言えない状況もありますが、推進していきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 新垣議員。

○13番 新垣千秋 最後にちょっと提案とい

う形になりますが、やはりこの困ってる方がどなたなのかというところがダブルケアとヤングケアラーのポイントになるのかなと私ちょっと個人的に思ってます、困ってるのは高齢者ではないんです。実際にダブルケアをしてるヤングケアラーとして、介護を担っている方が困ってる現状です。その介護を担ってる方が困っている、その担ってる方の年齢層がどこなのか、この方に何かを伝えるときにどういう方法がいいのか、そこをぜひ研究していただきたいです。今言った QR コードの読み取りというのがまさにそこなんです。困った時に今までは役所に聞く、役場に聞く、どこかに相談する、電話をかけるっていう、そういう相談の体制だったものが今、若年よりももう少し 40 代、50 代の方もネットで調べる時代です。ネットで調べたときに、果たして介護広域の情報がヒットするのかなんです。市町村の情報がヒットするかしないかです。相談窓口あります。でも、それがヒットしなかったら相談に繋がりません。相談を待って受け身ではなくて、きちんとそれが届くような発信の仕方というのをぜひ考えていただいて、それを市町村とも共有していただきたいです。市町村がそれを発見しているのであれば、それを他の広域の他の市町村にも共有できるような形をぜひ広域として取っていただきたいと思います。その点、答弁をお願いして一般質問を終わりたいと思います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。今の QR コードとかについては、確かに若者世代や若年層になってくると周知方法としてはかなりいいものだと考えておりますので、その辺は市町村ヒアリングの中で情報提供していきたいと考えております。ただ必ずこれをやりなさいとは言えないので、その辺も含めて、

やはり支援体制というのは整えていかないといけないと考えておりますので、その辺は進めていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 これで新垣千秋議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は 1 時 30 分でございますか。よろしくお願いいたします。

休 憩（午後 0 時 22 分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 30 分）

○議長 松田昌邦 それでは、午後の日程を再開いたします。

日程第 7 報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 報告第 1 号 専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙の通り専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 13 日提出 沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。

専決処分書 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 15 年 8 月 27 日議会の議決により指定された 1 件 100 万円以下の損害賠償について、次の通り専決処分する。令和 6 年 9 月 30 日 沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。

記 1、相手方日本カーソリューションズ株式会社。2、損害賠償額 69 万 3,000 円。3、事故の概要。

令和 6 年 6 月 14 日金曜日午前 10 時 30 分ごろ、豊見城市伊良波地内において大雨により冠水した市道を通じたところ、想定より水位が深く走行中に車両のエンジンが停止し走行不能となった。その後、自動車修理工場において点

検したが、車両細部に水が進入しており、修理対応が困難となった。当車はリース契約による物件のため、リース契約の中途解約による損害金の支払いが発生した。損害金（税込）69万3,000円のうち、車両保険に係る共済金から55万円、残額14万3,000円を広域連合が支払う。

報告第1号 専決処分の報告についての説明は以上でございます。

○議長 松田昌邦 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。なお、本案は報告案件のため討論、評決は要しませんので、以上をもって報告第1号 専決処分の報告についてを終了いたします。

日程第8 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本条例につきましては、令和6年人事院及び沖縄県人事委員会の給与に関する勧告並びに構成市町村の給与条例の改正状況を勘案し、当広域連合においても給与条例について所要の改正を行う必要が生じたことから提案するものであります。なお、本条例の適用は当広域連合で採用された職員が対象となっており、構成市町村から派遣された職員につきましては、構成市町村の給与に関する条例が適用されることになっ

ております。今回の改定のポイントは、今年度から施行予定の第1条においては、まず民間企業との格差を解消するために、約30年ぶりとなる月例給の高水準のベースアップ、次に期末・勤勉手当において、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分の引き上げ改定となっております。また、次年度から施行予定の第2条においては、給料表の初号近辺の号棒をカットして、各級の初号の額を引き上げることにより、俸給の最低水準の引き上げを図る内容になっております。

もう一点は、扶養手当で、配偶者に係る手当の段階的廃止や子にかかる手当の段階的引き上げであります。

それでは、議案についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

第1条沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を次の下線部の通り改正する。右側改正前、左側改正後の対照表でご説明いたします。

期末手当第20条第2項は、期末手当の支給率を100分の122.5から、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5に改めるものであります。

第3項は、定年前再任用職員という文言に短時間勤務という文言を追加し、定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。これは、この第3項を追加する際に文言の追加を失念したことによるものであります。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を100分の68.75から、6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25に改めるものであります。現在のところ、当広域連合におきましては該当者はありません。

3ページをご覧ください。

勤勉手当第23条第2項第1号は、勤勉手当

の支給率を 100 分の 102.5 から、6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5 に改めるものであります。第 2 号は定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を、100 分の 48.75 から、6 月に支給する場合においては 100 分の 48.75、12 月に支給する場合においては 100 分の 51.25 に改めるものであります。

給料表（第 6 条関係）につきましては、4 ページから 10 ページまでとなっております。右側が改正前、左側が改正後となっております、下線部分が改定額となりますので、ご確認ください。

続きまして、11 ページをご覧ください。

第 2 条沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を次の下線部の通り改正する。初任給、昇格、昇給等の基準第 8 条第 4 項は、職員の昇級の号級数を、職務の級が 5 級以上である職員にあっては 3 号級であったところ、4 級以下の一般職員と同様に 4 号級に改正するものであります。扶養手当第 11 条第 2 項第 1 号は、配偶者に係る手当を廃止するものであります。25 ページの附則第 4 項に、令和 7 年度に関しては 3,000 円とする読み替え規定を設け、実質的には令和 8 年度から廃止となります。現在は 6,500 円を支給しております。

続きまして、第 3 項、満 22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 1 万 3,000 円の扶養手当を支給する改正であります。こちらも 25 ページの附則第 4 項に、令和 7 年度に関しては 1 万 1,500 円とする読み替え規定を設けております。現在は 1 万円を支給しております。

第 4 項は、法改正に伴う文言の改正となっております。住居手当第 12 条第 1 項第 2 号は、配偶者の定義に、届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を追加するものです。

通勤手当第 13 条第 2 項第 1 号及び第 3 号並

びに第 3 項は、通勤手当の上限を廃止し、新たに第 5 項に上限額として 15 万円を規定する改正であります。また、第 3 項及び第 4 項におきまして、高速自動車国道、その他の交通機関等については、第 1 項第 1 号ですでに「交通機関等」と言うこと定義付けしていることから、「交通機関等」に文言を統一するものであります。単身赴任手当第 14 条第 3 項は、当広域連合以外の地方公務員や国家公務員、その他規則で定める者が当広域連合の職員になった場合に支給していた単身赴任手当を、当広域連合で新採用される職員にまで支給対象を拡大するものであります。

期末手当第 20 条第 2 項は、期末手当の支給率を、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5 から、6 月、12 月ともに支給率を 100 分の 125 に改めるものであります。

第 3 項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の支給率を 6 月に支給する場合においては 100 分の 68.75、12 月に支給する場合においては 100 分の 71.25 から、6 月、12 月ともに支給率を 100 分の 70 に改めるものであります。

勤勉手当第 23 条第 2 項第 1 号は、勤勉手当の支給率を第 23 条第 1 項に定める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に 6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5 から、6 月、12 月ともに支給率を 100 分の 105 に改めるものであります。

第 2 号は、定年前再任用短時間勤務職員に 6 月に支給する場合においては 100 分の 48.75、12 月に支給する場合においては 100 分の 51.25 から、6 月、12 月ともに支給率を 100 分の 50 に改めるものであります。

特定の職員についての適用除外第 24 条の 2 は、住居手当を定年前再任用短時間勤務職員に

支給するものであります。また、第15条が過去に削除されておりますが、その際に本条文中の第15条という文言を削除していなかったため、今回削除するものであります。

給料表(第6条関係)につきましては、18ページから24ページまでとなっております。右側が改正前、左側が改正後となっており、下線部分が改定額となりますのでご確認ください。

25ページをご覧ください。

附則の施行期日において、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとあるのは第1条関係であります。但し書きで第2条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。また、令和7年度から給料表を大きく変更することに伴い、それに対応するため第3項に号給の切り替えに関する規程を設けるとともに、26ページから31ページに附則別表号給の切替表(附則第3項関係)を設けております。

議案第1号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、議案第1号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案の通り可決されました。

日程第9 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例は、地方自治法の改正及び構成市町村の状況を踏まえ、会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給するための所要の改正を行うものであります。主な改正内容としましては、令和7年度から勤勉手当年間2.10月分を新設するもの及びフルタイム会計年度任用職員の手当の種類に休日勤務手当を追加するものであります。

それでは、議案についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

会計年度任用職員の給与第2条は、フルタイム会計年度任用職員の手当の種類に休日勤務手当及び勤勉手当を追加するものであります。休日勤務手当に関しては、これまで失念していたところ、修正するものであります。勤勉手当に関しては、地方自治法の改正及び構成市町村の状況を踏まえ、新設するものであります。

フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当第8条の2は、第2条にフルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当を追加したことに伴い、所要の規定を設けるものであります。

フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理第9条は、これまで給料の端数処理に関して、沖縄県介護保険広域連合給料等の支給に関する規則を準用しておりましたが、このたび本則に規定するものであります。

フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当第10条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の新設に伴い、給与条例の準用規定と読み替え規定を新設するものであります。

パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理第15条は、前述の第9条の改正理由と同じであります。

パートタイム会計年度任用職員の期末手当第16条は、以前、一般職員の給与に関する条例の改正に伴い改正すべきところ、改正を失念していたために項ずれが生じており、この度、所要の改正をするものであります。

パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当第16条の2は、前述の第10条の2の改正理由と同じであります。なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

議案第2号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、議案第2号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案の通り可決されました。

日程第10 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

趣旨第1条は、以前介護保険法の改正に伴い

改正すべきところ、改正を失念したために項ずれが生じており、この度、所要の改正をするものであります。

従業員の員数第3条第1項で、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人から6,000人未満ごとに置くべき3職種、(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員その他これに準ずる者)についての配置義務を、運営協議会が運営状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法、つまり当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算することができるように改正するものであります。

同条第2項で、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人以上の場合における人員配置基準を規定していたところ、専門職の確保が厳しい状況に鑑み廃止し、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域とみなし、当該区域内の第1号被保険者の数に応じ、第3条第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の各地域包括支援センターが職員の配置基準を満たすとするものであります。また、この場合には当該区域内の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第3条第1項各号に掲げるものから2人とするものであります。別表につきましては、第3条第2項にその位置付けがなくなりましたので、両かつこ内の第3条の文言を削除しております。

議案第3号 沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説

明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。議席21番玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 6,000人以上の人員基準の廃止に関するところなのですが、専門職の確保が難しい状況があるということで、確保できているところとできていないところがあり、それぞれ割合などもあると思いますが、この確保できていない所に関して、特徴や傾向があればもう少し説明をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、人員基準を満たしていない市町村については、29市町村中11市町村が基準を満たしていない状況であります。傾向としましては、やはり主任介護支援専門員の確保が厳しいところと、専従の職員の確保、兼務であったりの確保はできているけれども専従の確保ができていないというところが多い状況があります。今回の改正によって3か所か4か所のところは基準を満たせるようになるのではないかと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 玉城議員。

○21番 玉城陽平 地域の特徴などはございますか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたしま

す。地域の特徴としましては、大体 6,000 人以上の結構大きい市町村の方がなかなか専従の確保が難しいと。実際、1,000 人以下の市町村につきましては、兼務で確保していれば基準を満たしていますので、6,000 人以上の市町村の方が満たせていない状況は多いというところですよ。以上です。

○議長 松田昌邦 他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 3 号 沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号 沖縄県介護保険広域連合地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案の通り可決されました。

日程第 11 議案第 4 号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第 4 号 令和 6 年

度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

一般会計補正予算第 2 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,990 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 5,994 万 5,000 円とするものであります。補正の主な内容につきましては、歳入では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費国庫補助金や介護保険利用者負担補助金及び財源調整を行うための財政調整基金繰入金を計上しております。歳出では、令和 6 年の人歓に伴う一般職員及び会計年度任用職員に関する人件費や介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料及び認定調査委託料等を計上しております。

それでは、議案についてご説明いたします。5 ページをご覧ください。

歳入をご説明いたします。

3 款 2 項 2 目国庫補助金で 22 万円の増額を計上しております。介護報酬改定等に伴うシステム改修費の国庫補助金の増額分となっております。

4 款 2 項 1 目事業費補助金で 580 万 6,000 円の減額を計上しております。社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減事業及び離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業の県補助金内示額に伴う減額分となっております。

7 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で、2,431 万 8,000 円の減額を計上しております。歳出総額が減額になったことに伴う減額分となっております。

歳入は以上でございます。6 ページをご覧ください。

歳出をご説明いたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費で 645 万 7,000 円の増額を計上しております。2 節給料で 223 万 5,000 円の増、3 節職員手当等で 129 万 5,000 円の増、4 節共済費で 391 万 2,000 円の増、13

節使用料および賃借料で 98 万 5,000 円の減、主に令和 6 年の人勧に伴う一般職員に係る人件費や介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料の増額分及び使用料・賃借料の事業執行残や実績見込みに伴う減額分となっております。

2 款 2 項 1 目賦課徴収費で 481 万 8,000 円の増額を計上しております。1 節報酬で 206 万 7,000 円の増、3 節職員手当等で 27 万 5,000 円の増、8 節旅費で 6 万 2,000 円の増、10 節需用費で 12 万 4,000 円の増、11 節役務費で 283 万 4,000 円の増、12 節委託料で 31 万 7,000 円の減、13 節使用料及び賃借料で 22 万 7,000 円の減、主に人勧に伴う会計年度任用職員に係る人件費及び郵便料金改定に伴う役務費の増額分となっております。

7 ページをご覧ください。

2 款 3 項 1 目調査認定費で 3,282 万 1,000 円の減額を計上しております。1 節報酬で 97 万 5,000 円の減、8 節旅費で 303 万 8,000 円の減、10 節需用費で 20 万 2,000 円の増、11 節役務費で 1,897 万 9,000 円の減、12 節委託料で 997 万 8,000 円の減、13 節使用料および賃借料で 5 万 3,000 円の減、主に人勧に伴う会計年度任用職員に係る人件費の増額分及び認定審査会委員報酬、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料の実績見込みに伴う減額分となっております。

2 款 4 項 1 目給付管理費で、129 万 6,000 円の増額を計上しております。11 節役務費で、実績見込みによる第三者行為求償事務手数料及び郵便料金改定に伴う増額分となっております。

2 款 5 項 1 目低所得者対策費で、599 万 3,000 円の減額を計上しております。18 節負担金、補助及び交付金で、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減事業及び離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業の実績見込みに伴う減額分となっております。

9 ページをご覧ください。

2 款 6 項 1 目趣旨普及費で、154 万 7,000 円の減額を計上しております。10 節需用費で、「介護の日」周知事業及び広報誌の入札残による減額分となっております。

2 款 8 項 1 目障害支援区分認定等事業費で、203 万 6,000 円の減額を計上しております。1 節報酬で 82 万円の減、2 節給料で 64 万 7,000 円の減、3 節職員手当等で 30 万 5,000 円の減、4 節共済費で 20 万 2,000 円の減、8 節旅費で 6 万 2,000 円の減となっております。実績見込みに伴う審査委員報酬や担当職員の入れ替えに伴う人件費の減額分となっております。

2 款 9 項 1 目地域支援事業費で 7 万 8,000 円の減額を計上しております。8 節旅費で 9 万円の減、11 節役務費で 1 万 2,000 円の増となっております。

歳出は、以上でございます。

議案第 4 号令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 4 号 令和 6 年度沖縄県介護

保険広域連合一般会計補正予算（第２号）を採決します。この採決は挙手によって行います。

それでは、議案第４号 令和６年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第２号）について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって、議案第４号 令和６年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第２号）は原案の通り可決されました。

日程第１２ 議案第５号 令和６年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第５号 令和６年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。特別会計補正予算第２号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５,３２２万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８８億４,６３４万９,０００円とするものであります。補正の主な内容につきましては、歳入では３款国庫支出金で、介護給付費調整交付金の追加交付に伴う増額や地域支援事業交付金の減額、５款県支出金で地域支援事業交付金の内示に伴う減額、８款繰入金で財源調整のための基金繰入金の増額となっております。

歳出では１款保険給付費で実績見込みに伴う増額や、２款地域支援事業費で内示に伴う増額が主な内容となっております。

それでは、議案についてご説明いたします。５ページをご覧ください。

歳入をご説明いたします。

３款２項国庫補助金で、１億３,２３４万２,０００

円の増額を計上しております。１目調整交付金で、介護給付費調整交付金の暫定値に基づく１億７,４７０万９,０００円の増。２目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）で１,５３１万９,０００円の国庫補助内示額による減。３目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）で２,７０４万８,０００円の国庫補助内示額による減となっております。

５款２項県補助金で２,３０９万８,０００円の減額を計上しております。１目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で９５７万４,０００円の県補助内示額による減。２目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で１,３５２万４,０００円の県補助内示額による減となっております。

６ページをご覧ください。

８款１項基金繰入金で１億４,２２５万１,０００円の増額を計上しております。１目介護給付費準備基金繰入金で、財源不足を補うための増となっております。

１１款３項雑入で１７３万３,０００円の増額を計上しております。４目過年度収入で、過年度における地域支援事業交付金の再確定に伴う増となっております。

歳入は以上でございます。７ページをご覧ください。

歳出をご説明いたします。

１款１項介護サービス等諸費で９,０７４万７,０００円の増額を計上しております。内容としては、１目介護サービス等給付費で、各種サービス費の給付実績見込みに伴う増となっております。

８ページをご覧ください。

１款２項介護予防サービス等諸費で、８,３８０万円の増額を計上しております。１目介護予防サービス等給付費で、各種サービス費の給付実績見込みに伴う増となっております。

１款３項その他諸費で１２９万３,０００円の増額

を計上しております。1目審査支払手数料で、実績見込みに伴う国保連への審査支払手数料の増となっております。

1款4項高額介護サービス等費で、4,134万6,000円の増額を計上しております。1目高額介護サービス等費で、各種サービス費の給付実績見込みに伴う増となっております。

1款5項特定入所者介護サービス等費で、5,297万6,000円の減額を計上しております。1目特定入所者介護サービス等費で、各種サービス費の給付実績見込み額に伴う減となっております。

2款1項介護予防・日常生活支援総合事業費で、2,658万4,000円の増額を計上しております。1目介護予防・日常生活支援総合事業費で、地域支援交付金の内示に伴うもの及び過年度分の追加交付に伴う増となっております。

10ページをご覧ください。

2款2項包括的支援事業・任意事業費で5,379万円の増額を計上しております。1目包括的支援事業・任意事業費で、地域支援事業交付金の内示に伴うもの及び過年度分の追加交付に伴う増となっております。2目介護給付費適正化事業で0円を計上しておりますが、財源として充当しておりました国庫補助金及び県補助金の減額内示に伴い財源を一般財源に組み替えております。

2款4項その他諸費で15万1,000円の増額を計上しております。1目審査支払手数料で、実績見込みに伴う国保連への審査支払手数料の増となっております。

7款1項償還金及び還付加算金で、849万3,000円の増額を計上しております。1目第1号被保険者保険料還付金で、実績見込みに伴う保険料還付金の増となっております。

歳出の説明は以上でございます。

議案第5号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）の説明は以上

でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は挙手によって行います。

それでは、議案第5号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって、議案第5号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

日程第13 議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算につい

てご説明いたします。一般会計は、広域連合の主な事務的経費及び調査認定に係る経費を計上しております。令和7年度当初予算は、歳入歳出それぞれ15億9,689万8,000円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、金額では6,722万3,000円、率にしますと4.4%の増となっております。増額の主な内容としましては、歳入で1款分担金及び負担金で7,127万3,000円、7款繰入金で785万1,000円の増となっております。また、歳出では2款総務費で7,098万2,000円の増が主な内容となっております。

それでは、議案についてご説明いたします。
5ページをご覧ください。

歳入をご説明いたします。

1款1項負担金で11億4,437万1,000円を計上しております。対前年度比で7,127万3,000円の増となっております。1目共通経費負担金で7,180万3,000円の増、2目調査認定費負担金で428万2,000円の増、3目市町村事業費負担金で188万8,000円の減、4目障害支援区分認定等事業費共通経費負担金で300万1,000円の減、5目障害支援区分審査判定費負担金で7万7,000円の増に伴うものであります。

2款1項手数料で307万円を計上しております。対前年度比で73万5,000円の増となっております。1目督促手数料で23万7,000円の増、2目事業所指定申請手数料で49万8,000円の増に伴うものであります。

6ページをご覧ください。

3款1項国庫負担金で2億5,852万9,000円を計上しております。対前年度比で189万9,000円の減となっております。1目低所得者保険料軽減負担金の減に伴うものであります。

3款2項国庫補助金で0円を計上しておりますが、前年度当初予算で計上されておりました介護報酬改定等に伴うシステム改修費が、今年度は予定されていないことに伴うものであります。

す。

4款1項県負担金で1億2,926万4,000円を計上しております。対前年度比で95万円の減となっております。1目低所得者保険料軽減負担金の減に伴うものであります。

4款2項県補助金で2,665万円を計上しております。対前年度比で140万1,000円の減となっております。1目事業費補助金で、介護保険利用者負担助成事業費補助金の減及び島しょ型福祉サービス総合支援事業費補助金の増に伴うものであります。

5款財産運用収入、6款寄附金につきましては、費目存置でございます。

7款1項基金繰入金で2,207万3,000円を計上しております。対前年度比で785万1,000円の増となっております。財源調整を行うための1目財政調整基金繰入金の増に伴うものであります。

8ページをご覧ください。

8款1項繰越金で1,100万円、前年同額の予算計上であります。

9款1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子につきましては、費目存置でございます。

9款3項、雑入で193万7,000円を計上しております。対前年度比で29万6,000円の増となっております。内訳としまして、1目雑入の増に伴うものであります。2目過年度収入は前年同額での予算計上でございます。

歳入は以上でございます。10ページをご覧ください。

歳出をご説明いたします。

1款1項議会費で307万5,000円を計上しております。対前年度比で4万1,000円の増となっております。1目議会費で、旅費や役務費の増額及び会議録作成委託料の減額等に伴うものであります。

2款1項総務管理費で、5億677万1,000円を計上しております。対前年度比で4,943万

9,000 円の増となっております。1 目一般管理費で 4,606 万 7000 円の増、5 目会計管理費で 337 万 2000 円の増となっております。主な要因としましては、1 目一般管理費における一般職員に係る人件費、使用料及び賃借料、委託料の増に伴うものであります。

2 款 2 項賦課徴収費で 9,437 万 5,000 円を計上しております。対前年度比で 1,413 万 4,000 円の増となっております。1 目賦課徴収費で、会計年度任用職員に係る人件費や役務費の増に伴うものであります。

16 ページをご覧ください。

2 款 3 項調査認定費で、3 億 8,970 万 5,000 円を計上しております。対前年度比で 449 万 1,000 円の増となっております。1 目調査認定費で、会計年度任用職員にかかる人件費の増及び役務費や委託料の減に伴うものであります。

18 ページをご覧ください。

2 款 4 項給付管理費で、1,960 万円を計上しております。対前年度比で 568 万 6,000 円の増となっております。1 目給付管理費で 586 万 1,000 円の増、2 目事業者指定等事業費で 17 万 5,000 円の減に伴うものであります。

19 ページをご覧ください。

2 款 5 項低所得者対策費で、1,414 万 7,000 円を計上しております。対前年度比で 473 万 3,000 円の減となっております。1 目低所得者対策費で、介護保険利用者負担補助金の減に伴うものであります。

20 ページをご覧ください。

2 款 6 項趣旨普及費で 1,391 万 3,000 円を計上しております。対前年度比で 123 万 7,000 円の増となっております。1 目趣旨普及費における需用費の増に伴うものであります。

2 款 7 項離島等支援事業費で、1,783 万 6,000 円を計上しております。対前年度比で 239 万 9,000 円の増となっております。1 目離島等支援事業費で、役務費の新設及び負担金、補助及

び交付金の増に伴うものであります。

21 ページをご覧ください。

2 款 8 項障害支援区分認定等事業費で、1,580 万 6,000 円を計上しております。対前年度比で 143 万 7,000 円の減となっております。1 目障害支援区分認定等事業費で、主に担当職員の入れ替えによる人件費の減に伴うものであります。

22 ページをご覧ください。

2 款 9 項地域支援事業費で、160 万 3,000 円を計上しております。対前年度比 23 万 4,000 円の減となっております。1 目地域支援事業費で、旅費の減に伴うものであります。

3 款 1 項公債費から 23 ページの 4 款 2 項延滞金までは費目存置でございます。

24 ページをご覧ください。

4 款 3 項繰出金で、5 億 1,706 万円を計上しております。対前年度比 379 万 8,000 円の減となっております。1 目繰出金で、低所得者保険料軽減繰出金の減に伴うものであります。

5 款 1 項予備費は前年同額で予算計上しております。

歳出の説明は以上でございます。

議案第 6 号 令和 7 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

それでは、議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって、議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算は原案の通り可決されました。

日程第14 議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算についてご説明いたします。特別会計は、主に介護保険給付・地域支援事業に係る経費を計上しております。令和7年度当初予算は、歳入歳出それぞれ380億4,321万1,000円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、金額では8億2,843万1,000円、率にしますと2.2%の増となっております。増減の主な要因としましては、歳入で、1款保険料2億9,874万9,000円、3.8%の増、2款分担金及び負担金1億572万4,000円、2.2%の増、4款支払基金交付金1億9,341万2,000円、2%の増、5款県支出金1億6,599万2,000円、3.1%の増となっております。また、歳出では1款保険給付費で6億1,426万2,000円、1.8%の増、2款地域

支援事業費で2億579万1,000円、8.8%の増となっております。

それでは、議案についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

歳入をご説明いたします。1款1項介護保険料で80億9,144万円を計上しております。対前年度比で2億9,874万9,000円の増となっております。1目第1号被保険者保険料で、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増に伴うものであります。

○議長 松田昌邦 しばらく休憩します。

休 憩 (午後2時30分)

~~~~~

再 開 (午後2時31分)

○議長 松田昌邦 再開します。

○事務局長 糸数義人 2款1項負担金で48億1,550万1,000円を計上しております。対前年度比で1億572万4,000円の増となっております。1目市町村介護給付費負担金で7,678万8,000円の増、2目地域支援事業負担金(介護予防・日常生活支援総合事業)で1,275万5,000円の増、3目地域支援事業負担金(包括的支援事業・任意事業)で1,618万1,000円の増に伴うものであります。

7ページをご覧ください。

3款1項国庫負担金で64億2,108万8,000円を計上しております。対前年度比で6,259万2,000円の増となっております。1目介護給付費負担金の増に伴うものであります。

3款2項国庫補助金で20億6,924万円を計上しております。対前年度比で3,239万1,000円の減となっております。1目調整交付金で8,516万円の減。2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)で2,040万8,000円の増、3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)で3,236万1,000円の

増に伴うものであります。4目保険者機能強化推進交付金及び5目保険者努力支援交付金は、前年同額で予算計上しております。

8ページをご覧ください。

4款1項支払基金交付金で99億2,799万2,000円を計上しております。対前年度比で1億9,341万2,000円の増となっております。1目介護給付費交付金で1億6,586万1,000円の増、2目地域支援事業交付金で2,755万1,000円の増に伴うものであります。

5款1項県負担金で50億8,100万円を計上しております。対前年度比で1億3,705万6,000円の増となっております。1目介護給付費負担金の増に伴うものであります。

5款2項県補助金で3億9,162万1,000円を計上しております。対前年度比で2,893万6,000円の増となっております。1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)で1,275万5,000円の増、2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)で1,618万1,000円の増に伴うものであります。

9ページをご覧ください。

5款3項財政安定化基金支出金、6款1項財産運用収入、7款1項寄付金につきましては、費目存置でございます。

8款1項基金繰入金で7億1,310万9,000円を計上しております。対前年度比で3,798万8,000円の増となっております。1目介護給付費準備基金繰入金の増に伴うものであります。

10ページをご覧ください。

8款2項一般会計繰入金で5億1,706万円を計上しております。対前年度比で379万8,000円の減となっております。1目低所得者保険料軽減繰入金の減に伴うものであります。

9款1項繰越金1,400万円は前年同額を予算計上しております。

10款1項財政安定化基金貸付金は、費目存置でございます。

11ページをご覧ください。

11款1項延滞金、加算金及び過料で100万1,000円を計上しております。対前年度比で14万1,000円の増となっております。1目第1号被保険者延滞金の増に伴うものであります。

11款2項預金利子は、費目存置でございます。

11款3項雑入で15万4,000円を計上しております。対前年度比で2万2,000円の増となっております。3目雑入の2万2,000円の増に伴うものであります。

歳入は以上でございます。歳出をご説明いたします。

12ページをご覧ください。

1款保険給付費の内訳につきましては、第9期事業計画及び令和7年度事業実績見込みにより算出しております。

1款1項介護サービス等諸費で、326億1,671万円を計上しております。対前年度比で5億7,546万9,000円の増となっております。1目介護サービス等給付費の各種サービス費の増に伴うものであります。

13ページをご覧ください。

1款2項介護予防サービス等諸費で、6億2,638万8,000円を計上しております。対前年度比で488万円の増となっております。1目介護予防サービス等給付費で、各種サービスの増に伴うものであります。

1款3項その他諸費で、3,773万6,000円を計上しております。対前年度比で62万2,000円の増となっております。1目審査支払手数料の増に伴うものであります。

1款4項高額介護サービス等費で9億9,268万8,000円を計上しております。対前年度比で1,586万1,000円の増となっております。1目高額介護サービス等費の各種サービス費の増に伴うものであります。

1款5項特定入所者介護サービス等費で11

億 1,748 万 8,000 円を計上しております。対前年度比で 1,743 万円の増となっております。1 目特定入所者介護サービス等費の各種サービス費の増に伴うものであります。

15 ページをご覧ください。

2 款 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費で 13 億 7,701 万 8,000 円を計上しております。対前年度比で 1 億 179 万 9,000 円の増となっております。1 目介護予防・日常生活支援総合事業費の 18 節負担金、補助及び交付金の増加が主な要因でございます。

2 款 2 項包括的支援事業・任意事業費で 11 億 5,842 万 8,000 円を計上しております。対前年度比で 1 億 372 万 6,000 円の増となっております。1 目包括的支援事業・任意事業の 18 節負担金、補助及び交付金の増が主な要因であります。

17 ページをご覧ください。

2 款 4 項その他諸費で 231 万 5,000 円を計上しております。対前年度比で 26 万 6,000 円の増となっております。国保連合会へ支払う審査支払手数料の増額分となっております。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金は、費目存置でございます。

4 款 1 項保健福祉事業費で 2,084 万 8,000 円を計上しております。前年同額で予算計上しております。

5 款 1 項基金積立金は、費目存置でございます。

19 ページをご覧ください。

6 款 1 項公債費及び 6 款 2 項財政安定化基金償還金は、費目存置でございます。

7 款 1 項償還金及び還付加算金で 6,358 万 5,000 円を計上しております。対前年度比で 837 万 8,000 円の増となっております。1 目第 1 号被保険者保険料還付金の増及び 3 目第 1 号被保険者還付加算金の減が主な要因でございます。

7 款 2 項延滞金は、費目存置でございます。

21 ページをご覧ください。

8 款 1 項予備費につきましては、前年同額の 3,000 万円を計上しております。

歳出の説明は以上でございます。

議案第 7 号 令和 7 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計の会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 7 号 令和 7 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計の会計予算を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

それでは、議案第 7 号 令和 7 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって、議案第 7 号 令和 7 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算は原案の通り可決されました。

しばらく休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 42 分）

～～～～～～～～～～

再 開（午後 2 時 46 分）

○議長 松田昌邦 それでは、再開いたします。

ただいま議会運営委員長から発委第 1 号及び発委第 2 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、発委第 1 号及び発委第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 発委第 1 号 議会活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長 20 番 志村幸司 発委第 1 号 議会活性化特別委員会の設置について上記の議案を地方自治法第 112 条及び沖縄県介護保険広域連合議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 2 月 13 日提出 沖縄県介護保険広域連合議会運営委員会。

沖縄県介護保険広域連合議会 議会議長 松田昌邦殿。

提案理由。技術革新や高齢化の進展等、今後大きく変動する社会において、広域連合議会の責務を果たすべく、住民や事業者の声を大きく政策提言へとつなぎ、介護をめぐる課題解決を推進していく活発な議会活動に向けて、議会全体の資質向上、デジタル化への対応、公聴機能の強化等の方策を調査検討し、構成自治体の住民の負託に応えていくことができる議会づくりを進めるため、「議会活性化特別委員会」を

設置する。

以上、慎重にご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 ただいま議案の説明は終わりました。

それでは、質疑を受けていきたいと思います。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

東江議員。

○11 番 東江清和 会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出するということになるのですが、この会議規則をちょっと見ますと会議規則 14 条の第 2 項、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を供え、理由をつけ委員長が議長に提出しなければいけないという文言があるのですが、この発委を見ますと連合議会運営委員会という提出者になっていますが、委員長とその委員会との違いはどうなんですか。ここちょっと教えていただいていたきたいです。提出者が議会運営委員会となっているので、ここをちょっとご説明お願いします。

○議長 松田昌邦 どうぞお願いします。

○議会運営委員長 20 番 志村幸司 こちらの提出の方は、委員会で取り上げまして、全会一致をもちまして、委員会として発議ではなく発委になってますけれども、委員会で取り上げてるということで、発委 1 号ということで提出しております。委員長名ではなく、委員会として出してるというところでございます。

○議長 松田昌邦 議長が受けて、皆さんにお諮りするということで、今手続きは済みましたので、あとはこの提案者の質疑を受けるという

ことの段階です。だから、今から採決が始まります。議案として皆さんにお示ししてるということだと思います。

他にご質疑ございますか。

それでは質疑なしと認めます。では、自席にお戻りください。

休憩します。

休 憩（午後 2 時 52 分）

~~~~~

再 開（午後 3 時 18 分）

○議長 松田昌邦 再開いたします。

それでは発委第 1 号について、休憩前に続いて、また質疑のある方、よろしくお願ひしたいと思います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。では、委員長は自席の方にお戻りください。

それでは、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第 1 号 議会活性化特別委員会の設置についてを採決いたします。この採決は挙手によって行います。

発委第 1 号 議会活性化特別委員会の設置については、可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって、発委第 1 号 議会活性化特別委員会の設置については原案の通り可決されました。

ただいま設置されました議会活性化特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 3 条の規定により、議長の方から指名していき

たいと思っております。まず、松田大輔議員、新垣千秋議員、川上龍太議員、永山清和議員、志村幸司議員、玉城陽平議員、吉永将志議員、西田吉之介議員の以上 8 名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、議会活性化特別委員会委員に松田大輔議員、新垣千秋議員、川上龍太議員、永山清和議員、志村幸司議員、玉城陽平議員、吉永将志議員、西田吉之介議員を選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩をいたしまして、ただいまの委員の方は別室で委員長、副委員長の互選をしていただきたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 21 分）

~~~~~

再 開（午後 3 時 28 分）

○議長 松田昌邦 それでは、再開いたします。

ただいま、議会活性化特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にあります。

ご報告いたします。議会活性化特別委員会委員長に玉城陽平議員、副委員長に西田吉之介議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

委員長の玉城陽平議員が今出席中ですので、一言だけご挨拶お願いできますか。

○21 番 玉城陽平 ただいま委員長に就任させていただきました玉城陽平と申します。これから皆さんと様々な形で議論を交わしていきながら、この広域連合の議会をより活発化していけるよう、皆さんのご協力を賜りながら一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どう

かよろしく申し上げます。

○議長 松田昌邦 ありがとうございます。

次に、追加日程第2 発委第2号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員長。

○議会運営委員長 20番 志村幸司 発委第2号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び沖縄県介護保険広域連合議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。令和7年2月13日提出。沖縄県介護保険広域連合議会 議会運営委員長 志村幸司。

沖縄県介護保険広域連合議会 議会議長 松田昌邦殿。

提案理由。広域連合議会委員等が委員会へのオンラインによる出席にかかる所要の規定を整備するとともに、離島等の遠隔地からの議員の参加を容易にすることで、委員会活動の活性化を図るためです。

以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 松田昌邦 これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これ

で討論を終わります。

これより発委第2号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は挙手によって行います。

それでは、沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって、発委第2号 沖縄県介護保険広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例は原案の通り可決されました。

日程第15 職員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件について、別紙の通り地方自治法第292条において準用する同法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、職員派遣の件は別紙の通り決定いたしました。

日程第16 閉会中の継続調査の件を議題といたします。議会運営委員長及び議会活性化特別委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会で議決されました案件についてその条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和7年第69回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会いたします。2日間お疲れ様でございました。ありがとうございました。

閉 会 (午後3時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

松 田 昌 邦

署名議員 (議席番号13号)

新 垣 千 秋

署名議員 (議席番号14号)

川 上 龍 太